

平成 2 9 年

総務委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会総務委員会

日 時 平成29年 9月26日 (火) 午前10時00分～午後 2時50分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 あくつ 広王 君
委員 松澤 利行 君 委員 高橋 伸明 君
委員 飯沼 雅子 君 委員 石田 しんご 君
委員 須貝 行宏 君 委員 吉田 ゆみこ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 中 山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)
小林 施設整備課長 中元 広報広聴課長
木村報道・プロモーション担当課長 仁平 情報推進課長
榎本 総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)
島袋 人権啓発課長 黒田 人事課長
立川 経理課長 伊東 税務課長
齋藤 会計管理者 安井選挙管理委員会事務局長
江部 監査委員事務局長 久保田区議会事務局長

午前10時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「意見書（案）について」、「報告事項」、「所管事務調査」、「行政視察について」および「その他」と進めます。

なお、ただいまご案内させていただいたとおり、審査・調査予定表の修正がありますので、新たなものをお手元に配付しております。

今日も1日、よろしくお願いいたします。

1 議案審査

第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算

○伊藤委員長

それでは、予定表1「議案審査」を行います。

第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算についてを議題に供します。

議案の説明に入る前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第59号議案につきましては、昨日、それぞれの委員会で所管に係わる審査を行いまして、厚生委員会、文教委員会、建設委員会の各委員会においては全会一致で、区民委員会においては賛成多数で、それぞれ原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けておりますので、あらかじめご報告いたします。総務委員会では、これらの審査結果を踏まえて、総合審査を行います。

まず、理事者より説明をお願いいたします。

○秋山財政課長

それでは、私から、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

個々の事業内容につきましては、先ほど委員長からご説明がありましたとおり、総務委員会所管のものを除いて、昨日、所管の各委員会において審議をいただいておりますが、本日、改めて全体を説明させていただきます、ご審議をお願いするところでございます。

1ページをお開きください。第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算は、新規事業や国や都の支出金を活用した事業等で追加計上が必要となった経費等を対象として編成したものでございます。

3ページをお願いいたします。一般会計補正予算でございますが、第1条のとおり、歳入歳出をそれぞれ1億5,510万円追加し、歳入歳出をそれぞれ1,653億5,122万6,000円とするもので、内容は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

4ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は13款国庫支出金から18款繰越金まで、計1億5,510万円を追加して、歳入合計を1,653億5,122万6,000円とするものです。歳出は、2款総務費から6款土木費まで、同じく1億5,510万円を追加して、歳出合計を1,653億5,122万6,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。まず、歳出からご説明させていただきますので、12ページをお開きください。歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、1,790万円を追加し、80億9,041万8,000円とするもので、情報システム運営費追加分や住民情報システム運営費、システム改修委託、個人番号カード等、記載事項充実対応は、国による平成30年度予定の住民基本台帳や個人番号カードに、旧姓併記の対応を行うため、システム改修を先行して行うもので、1,790万円を追加し、総務管理費の計を89億4,733万3,000円とするものです。

2款総務費5項選挙費2目選挙啓発費は20万円を追加し、559万2,000円とするもので、常時啓発費追加分は、選挙啓発費物品購入は寄附を原資に購入するもので、20万円を追加いたします。選挙費の計を2億2,914万9,000円とするものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、3,050万円を追加し、143億45万1,000円とするもので、法人に対する助成金追加分は、障害者福祉施設のうち、民間の中小施設を対象に、非常通報装置等の防犯設備設置費を助成するもので、3,050万円を追加し、社会福祉費の計を224億6,504万2,000円とするものです。

14ページをお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費は、1,750万円を追加し、175億8,149万7,000円とするもので、児童保育委託追加分、各種児童保育委託は、大井2丁目に開設する病児保育施設の開設経費を助成するもので、1,750万円を追加し、児童福祉費の計を397億936万9,000円とするものです。

5款産業経済費1項産業経済費1目産業経済総務費は、2,200万円を追加し、16億5,091万円とするもので、都市型観光プラン推進事業追加分は、地域資源活性化事業補助金は地域からの追加の補助申請に対応するもので、2,200万円を追加し、産業経済費の計を32億3,398万6,000円とするものです。

6款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費は、6,700万円を追加し、24億3,495万7,000円とするもので、道路改良費追加分、細街路拡幅整備事業の工事費は、拡幅整備箇所箇所数や工事規模の増に伴うもので、6,700万円を追加し、道路橋梁費の計を76億9,612万3,000円とするものです。

歳出の説明は以上であります。

8ページ、歳入にお戻りください。

歳入につきまして、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金は、895万円を追加し、1億8,191万1,000円とするもので、6節社会保障・税番号システム整備費補助金は、住民情報システム、旧姓併記対応のシステム改修委託に充当するもので、895万円を追加し、2目民生費補助金は583万円を追加し、5億4,514万1,000円とするもので、5節子ども・子育て支援交付金133万円と13節子ども・子育て支援整備交付金450万円は、幼児保育施設の開設補助に充当するもので、133万円、450万円をそれぞれ追加し、4目土木費補助金は250万円を追加し、135億4,580万4,000円とするもので、2節防災・安全交付金250万円は、細街路拡幅事業整備に充当するものであります。

以上によりまして、国庫補助金の計を144億3,400万1,000円とするものです。

14款都支出金2項都補助金2目民生費補助金は、2,108万円を追加し、31億2,385万5,000円とするもので、4節障害者施策推進包括補助金は、障害児・者施設防犯設備設置費についての法人に対する助成金で、2分の1補助で1,525万円を追加し、15節子ども・子育て支援交付金133万円と27節病児保育施設整備費補助金450万円は、病児保育施設の開設補助に充当する

ものです。

5目土木費補助金は、125万円を追加し、36億9,789万9,000円とするもので、17節細街路拡幅整備事業補助金は、細街路拡幅整備事業に充当するものであります。

以上によりまして、国庫補助金の計を72億2,222万7,000円とするものです。

10ページをお願いいたします。16款寄附金1項寄附金1目指定寄附金は、20万円を追加し、30万1,000円とするもので、3節選挙啓発指定寄附金20万円は常時啓発費に充当するものです。寄附金の計を870万1,000円とするものです。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金は、1億1,529万円を追加し、27億3,096万4,000円とするものです。

以上で、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

改めて総合審査という観点で質疑をお願いいたします。

それでは、本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

今さら伺うのは大変お恥ずかしいのですが、改めて、当初予算と補正金の考え方をもう一度、きちんと伺いたいのです。お願いいたします。当初予算と、それに対して、どういうときに、どういう考え方で補正を組んでいくのか。

○秋山財政課長

先ほどもご説明させていただきましたけれども、当初予算で、その年の区の事業というものの予算を立て、予算をご決議いただいて、仕事をしていくわけですが、時期の経過によりまして、例えば国の支出金等が当初予算で成立して、支出金等が確定したり、それから、新規事業が出てきて、それに対応する必要があったときに、追加の計上等が必要になった場合に補正予算を編成して、ご議決いただいて執行するという考えでございます。

○飯沼委員

13ページの情報システム運営費追加分についてお伺いします。先ほど旧姓を併記する、そういった中身が変わっていったのでシステムの改修ということなのですが、この間、国と地方の情報連携というのは、今年、2017年1月、国の機関と連携がこれからスタートしていくという報告があって、多分、7月から全面的な情報の連携が行われていると捉えているのです。

今回の旧姓併記、国がいろいろ変わってくると、そのたびに地方のシステムが変わっていくことになると思うのですが、その連携のところで、2016年にスタートして、いよいよ具体化がどんどんされていくということなのですが、今後、こういったところで、この情報システムが稼働して、いろいろな分野に広がっていくのかという大もとのところを教えてください。

○仁平情報推進課長

それでは、情報連携のお話でございますので、私からお答えさせていただきます。

まず、今、国の機関関係で、地方自治体間の情報連携、いわゆる個人番号制度に基づきます、窓口での証明書の簡略化に向けた、自治体間等の情報のやりとりによって連携を果たしていく、そういう目的のためにつくられたシステムでございまして、7月18日より動かしております。

ただ、このスタートにあたりまして、国から、システムの試行と何か問題が出ないかということで、試行期間という形にはなっております。ただ、試行ですが、法は施行されておりますので、本番と同様に行うということです。今後、秋に向けて本格運用に移りますと、具体的に窓口での証明書の添付とかの簡略化の部分が出てくるわけなのですけれども、ただ、この実施時期につきましては、まだ明確に、いつからというのは、国から説明されていないところでございます。

それと、今回の旧姓併記の対応ということで、これは確かに自治体間で連携が必要になってくるわけなのですけれども、大きくその連携にかかわる部分としましては、住民基本台帳ネットワークに氏名に関する部分がございますので、こちらの連携の必要性が出てくるということです。これの連携をシステム改修していきますと、例えば、今までは、住民基本台帳ネットワークシステムでは、本名のみが確認できる形になっておりましたけれども、この方が旧姓を使われているというのがシステムの的にも公的にもネットワークで確認できるという仕組みに変わっていく、そこが連携という部分と思っております。

○飯沼委員

国と地方と、オンラインで情報をこれから共有して行って、例えば介護とか医療とか、さまざまな分野で使われていく。国は便利と言っていますが、私たちは、情報漏えいの危険、個人情報を守られないという意味で、この間、ずっとマイナンバーの制度に対しては反対をしているのですけれども、現状について、改めて、マイナンバー制度のカードはどのくらい発行されているのか。

あと、この間、品川区がこの制度を立ち上げる段階から、経費としてどのくらい使われているか。ちょっと前は3億円という答弁をいただいているのですが、多分、この辺の費用がどんどん膨れ上がっていくと思うのですが、この辺の費用について。

あと、区内で漏えいとか個人情報を守られなかった、エラーがあったところがあったら教えてください。

○仁平情報推進課長

まず、マイナンバーカード、個人番号カードの発行枚数でございますけれども、今はまだ9月の中旬でございますが、8月末ということでご報告させていただきます。戸籍住民課から報告を受けている枚数といたしましては、品川区の発行累計といたしまして、4万7,557枚という数字になってございます。

次に、経費でございます。さっきの数字は、システム改修に要した分だと思います。いつぞや、委員会でお問い合わせいただいたときには、私からは8億円ということで、個人番号カードを発行する事務、コールセンターとか、いろいろな事務経費がかかっております。それらの総額を累計していきますと、そういう額になってございます。資料が手元にございませぬので、正確な数字は申し上げられないのですけれども、その時点での次年度の予算はこのような数字だったと思いますので、今のところはそこになっております。

それと、エラーの件でございますけれども、今のところ、情報連携等とマイナンバー関係のシステム、いろいろと改修しましたが、エラーは出てきていません。これはあくまでも品川区としての分でございます。ただ、情報連携はもう全国的に行われているシステムでございますので、中には、そういう自治体ではデータのセットアップで、例えば桁が1つずれてしまったということで、全体的にずれてしまって直したというような報告、そういう情報は全国的に共有されている状況になっております。

○飯沼委員

8億円、認識が一部間違っていました。改めて、このシステムで税金がいっぱい使われているのを

認識し直しました。

あと、今年の4月に総務省の統計局のサイトがサイバー攻撃に遭って、個人情報2万3,000人分流出をしたという報道があったのですが、マイナンバー、大もとのところの総務局自体が、今のインターネット、世界的な中で守られていないということで、まだ、その辺も原因究明がしっかりされていないということを私たちは聞いているのです。大もとのシステム自体が個人の大事な情報を流出してしまっている。不正なサイバー攻撃が原因ですが、そういった状況の中で、品川区は国と地方との連携をさらに進めていくという意味で、個人情報を守れないと私たちは思っていますが、この点についてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○仁平情報推進課長

個人情報の保護、システム上の安全性の話でございますけれども、今回、マイナンバー制度をつくるにあたっては、個人情報がシステム上、漏れないようにということで、さまざまな対策がとられています。

情報連携の世界は、国の行政機関と地方自治体の間で行うシステム自体は、閉塞した世界でやっております。一般の方はそこにアクセスできない。そういう独立したネットワークの中で行っております。当然、区のシステムも、インターネットとは分離した世界でやっておりますので、当然、外から侵入されることはないのですが、逆に、インターネットを分離した関係で、システム的に攻撃を受けた場合に、個人情報が例えばウイルスによって外に持ち出される環境を遮断しております。そういうシステム的な面では安全という形になっております。

ただ、個人番号とか、その他の個人情報も含めてですが、紙の情報等もありますので、この辺の取り扱いにつきましても、職員研修等を行うなど、職員の教育に努めているところでございます。

○飯沼委員

もう一つ、13ページの選挙啓発物品費のところ、20万円で、少額でも補正を組まれるのだと。中身が寄附とわかったのですが、基本的なところで、補正を組むときの金額、所管のところで運用ができる部分もあると思うので、補正を出すにあたっては、予算的な基準が何かあるのかどうか。そのところを教えてください。

○秋山財政課長

補正に上げる金額の基準ということでございますけれども、結論から言うと、金額による基準というのは特に設けてはございません。額も考慮はしますが、そのときの補正の目的で判断をして、一律に何万円以下だから補正はしないということは考えておりません。

今回の寄附でございますけれども、寄附をしている方のご意思というのもございますので、その寄附がどのように使われたのかを明確にしていくという意味で、補正をさせていただきます。

○須貝委員

まず1点、法人に対する助成金追加分ということで、施設防犯設備設置費助成、2分の1ということなのですが、今回、障害者の施設ということで、そこに助成している。例えば私立の保育園、私立の幼稚園、単に法人と言われると、すごく幅広い範囲を指すわけですが、そこら辺はどこまで対象になるのか。それをお聞かせください。

それからあと、都市型観光プラン推進事業追加分で、地域資源活性化事業補助2,200万円、金額的に出ていますが、観光地また観光資源をアピールするということはわかるのですが、根本的には観光地とか観光資源の整備や管理に予算を集中すべきではないかと私は思うのです。こうやって宣伝する、

コマーシャルする云々に資金がどんどん投入されていくのは、ちょっと違和感を覚えるのですが、その辺について、ご見解をお聞かせください。

○秋山財政課長

まず、民生費の法人に対する助成金でございますけれども、こちらはまず、社会福祉費でございます、対象としては障害者施設としてございます。そもそもそういう法人に対する施設ということで、年度は忘れてしまったのですが、保育園等については、もう既に防犯設備の設置の助成はやっております。今回は、障害者施設の中でも、区立は昨年、補正を通していただいたので終わっておりますので、それ以外の民間の施設についてやっていくという考えでございます。法人に対するということで、全ての法人ということではない。私どもとしては、できるところは先に行っていくという考えでございます。

それから、文化観光でございますが、産業経済費の都市型観光プランでございますけれども、その補助につきましては、PRだけではなくて、観光資源となるような事業そのものを立ち上げたり、新規のものについて助成をするという、そういう活性化の事業の補助金でございます。また、新しく観光資源としてイベントを立ち上げるということを中心に行っているものでございまして、経常的に今まで行われていたものをPRの経費ということで出しているものではないとご理解いただければと思います。

○須貝委員

ちょっとわかりづらかったのですが、まず、民生費ですが、今回、社会福祉でこういうふうに助成をしているということならば、これからも、私立の保育園でも幼稚園でも、申請をすれば2分の1が補助になるという考え方でいいのでしょうか。それとも、完全に区割りされてしまうのか。それをもう一度、お聞かせください。

それから、今の地域資源活性化事業ですが、現にある、根本的に区で考える観光地、それから観光資源、それぞれ重要文化財までいなくても、さまざまなものがあると思うのです。私は、その場所を整備、または、そういう資源の管理というものにもっと力を入れる、そういうものにお金を使うのが筋ではないかと思うのです。それからその地域を皆様にアピールする。PRに資金が投入されるというのは、ますます金額が増えていくと思うのですが、何かおかしいのではないかと思う。その辺、もう一回だけお聞かせください。

○秋山財政課長

まず、その他の法人に関してですけれども、保育園等につきましては、もう既にやっているところで、それはご理解をいただいて、今回については障害者・児の施設を対象にした設置費を入れるということです、今回の補助金の補正で、障害者の施設についてはほぼ網羅できると考えてございます。

それから、ほかの施設については、もう既にやっていますし、新規の施設については、地域の開設の中に、こういう防犯設備の補助について、もうついていますので、問題はないと考えております。

それから、活性化の補助金の話でございますが、施設の対象に関する経費ということで、周知の経費、会場設営、運営委託に関する経費、その他経費ということで区分けはしてございます。例えば、イベントにかかわる設備的なものを確保するということでは、その申請によりましては使えることになってございます。ただ、PRをするためだけの経費を助成しているということではなくて、その事業、イベント全体が活性化して、区の観光資源化に資するものという観点で補助をしてございます。

○石田（し）委員

2点お伺いします。

まず、1点目は13ページの情報システムの部分ですが、これは基本的に国からシステムを改修して

くれということであるのだと思うのです。国がシステムを変更せざるを得なくて、各自治体にシステム改修を依頼するときは、区がシステム改修の会社と契約をして改修を実際に行うと思うのですけれども、国がこういうことをしてくれと言っているのです、基本的には、全国的に同じようなシステム改修になるわけです。区独自ではない。そういった場合は、区が法人と契約をする際は、ある程度、全国的にそれをやっているところ、要は、国がやっているところと契約をされるのか。それとも、独自で募集をかけて契約をされるのか。その契約方法について教えていただきたい。

同じく13ページの選挙啓発物品購入ですが、これは具体的にどのようなものを予定されているのか。決まっている範囲で、わかれば教えていただきたいと思います。

○安井選挙管理委員会事務局長

常時啓発で行っている内容ですけれども、今年度は明るい選挙推進協会が中心になって、18歳に選挙権年齢が下がったので、模擬投票を一生懸命やるということで、実際の記載台を6台ほど買って、昨年、16校ぐらいでやったのです。さらに拡充して、多くの学校でやっていこうということで、それ専用の記載台を購入する予定でございます。

○仁平情報推進課長

それでは、システム契約の部分でございますので、私からお答えさせていただきます。今回は、区で改修が必要になってくる部分は住民基本台帳関係になりますので、区のシステム自体を直さないといけないのですけれども、このお話自体は、もともと住民基本台帳法に基づくものでございます。そうであれば、全国同じではないか、何か提供されるのではないかというお話でございますけれども、確かに根本は法律に基づいてやっておりますので、事務処理は同じなのですが、システム自体は、いろいろと自治体によりまして、使っている会社が違います。規模感も違えば、同じ結果を出すにしても、プログラムが違う部分がございます、同じプログラムを使っている形にはなっておりません。そのため、それぞれの自治体において、ほかの部分もそうなのですけれども、法改正によってシステム改修等が必要になってまいりますと、各自治体で契約しているベンダーに改修を依頼する。今回は新規のものではなくて、法の改正に基づいて既存のシステムに手を入れる形になりますので、今入っているベンダーに願います形になります。

○石田(し)委員

わかりました。もともとそういうシステムをつくっていただいている、契約をされている会社があるわけですね。そのシステムをつくってもらうときの契約の中に、こういったシステム改修の部分は一切入っていないのか。それとも、一定のシステムの改修に関しては、もともとの契約の中に、例えばこういう軽微なものに関しては大枠の中に入っているのか。その辺の契約の内容も教えてください。

○仁平情報推進課長

契約の内容でございますけれども、まず、基本的に小さいシステムから大きいシステムがあるのですが、最近、パッケージ型の導入で対応できるのであれば、パッケージ型を導入することによって、なるべく中身をユーザーに合わせた改造をしない、経費を抑えての導入を考えております。大規模システムとか、大分、昔から使っているシステムですと、独自色が各自治体で入っております。そうすると、最初につくった時点では想定されない部分、法の改正等に対応するのは年間の固定経費に入れていくのは難しい作業になります。年間では保守契約を結んでいるのですけれども、これは軽微な修正です。例えば、臨時にこういうデータを抽出してくださいとかは、基本的には大体、毎年、同じぐらい発生しておりますので、これは年間の契約の中で一括で契約されます。大幅な修正になってきますと、いつ起きる

のかも含めてわかりませんので、必要なたびに改修経費の見積もりをとりまして、予算を計上させていただく形になっています。

○あくつ副委員長

1点だけお願いします。今もあったのですけれども、個人番号カードの記載事項充実対応というところで、法改正があって、女性の社会進出を支援するという意味で、旧姓を併記できるようにということだと思うのです。私が時代遅れなのかもしれませんが、旧姓を併記しないことによって何か起きるデメリット、何かその事例とか、これによってどう解消できるのか。かなりの金額の補正額が入るのです。そこを区民に説明するのに、こういうことが改善されるということを教えていただきたいと思います。

○仁平情報推進課長

今回の改正のもたらす効果ということで、目的、目標自体は、委員がおっしゃるとおりでございます。現在、大分、民間企業等においても、例えば結婚した後、旧姓を使いたいということで、これは会社が組織的に対応すれば使える。区もそういう対応をとっておりますけれども、かなり広がってまいりました。ただ、まだまだ公に示されているものがないので、うちの会社は対応していないとか、例えば金融機関関係でも、結婚すると口座名義が変更になってくるわけですけれども、大分、旧姓でも対応してくれる銀行が増えてきました。例えばゆうちょ銀行ですと、いまだに本名に変更しなければいけないということで、例えば、会社の企業取引とかで支障が出るとか、社会的に女性の方が活躍していくために、まだまだ環境整備が整っていない部分があるわけです。公に証明できる証明書等をつくっていただくことによって、より旧姓が扱いやすい社会を目指していこうということになっておりますので、こういう補正を組んでおります。

○あくつ副委員長

会社や金融機関に提出する書類に旧姓が公の証明として出るということはわかりました。

マイナンバーカードに旧姓を併記するという。今度は、希望すれば交換してくれるという話になると思うのですが、それはいつぐらいからスタートする予定なのでしょうか。

○仁平情報推進課長

スタート時期なのですが、財政課長からも話がありましたように、今、国から示されている部分では、平成30年度の後半ということで、来年度の下期あたりになるのではないかと考えています。ただ、平成30年何月からを目指しているというところは、まだ国から示されておられません。それまでには、国も、例えば法改正で必要になる部分があるのか、政省令をどう出していくのか、それはまだこれからでございますので、今のところ、確定の時期は示されていないところです。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○あくつ副委員長

賛成です。

○飯沼委員

意見を添えて、情報システム運営費の追加分に反対をします。共産党は、大もとのマイナンバー制度について、個人情報がかちんと守られていないということがあるので反対をしています。今日、質問の中でも、マイナンバーのカードの発行も4万7,557枚と伸び悩んでいる。ここのところ、ずっと伸びていないというところでは、区民の不安もあると思います。また、この間の経費で8億円余、大事な税金を使って、区民の情報が守られないということにおいて、さらなるシステム改修はやめるべきであります。この点について反対をします。あと、ほかの所管のところについては賛成をしておりますけれども、この情報システムの運営費、1点で反対をいたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

結論から先に言います。反対したいと思います。意見を述べさせていただきます。地域資源活性化事業補助金についてです。当初予算が2,500万円で、それに対して補正が2,200万円ということで、当初予算と補正の関係はどうなのかということで、冒頭に質問させていただきました。先ほど須貝委員からは、この事業自体への疑問を呈されましたけれども、ネットとしては、この事業自体はとても賛成をしております。こういう事業は、失礼ながら、行政が直接やるよりも、市民の豊かなアイデアを活かすべきだと思っております。ただ、先ほど申しましたとおり、当初予算に対して補正額が大変大きい。そのことが疑問だったので、いろいろ問い合わせをさせていただきました。

そもそも補助金というのは、やりようによって、きちんと当初予算どおり補助金の総額を示し、その中で、どうやって案分していくかということを示せば、補助金どおりの執行は可能な事業なわけです。そこにこれだけの財源を入れるような補正をかけることについて疑問があったので、問い合わせをしました。

そうしましたら、そもそもが、誰でもが応募できるものではない、補助対象がわりと決まっている。そもそも初年度の事業ということで、どんどん出てくれば、もともと補正はかけるつもりで予算を立てている。締め切りも決めていない。ですので、今、補正がかかっていますけれども、年度末まで、また申請があれば、また補正をかけるということでした。

そうすると、この補助金の当初予算というのはどういう意味を持つのか。この補助金交付要綱で定められているのですけれども、もともと補助金の額は予算の範囲内において、一事業の補助対象経費に応じた額ということで、区の事業は全て予算で動くものだと思っております。わざわざ要綱の中で予算の範囲ということを決めているということを見みると、この要綱というものの性格自体もどうなのか。でも、要綱は、条例で定めるよりも、運用に柔軟性を持たせられるということは理解しております。そのとおりであるべきだと思いますけれども、そうすると、この要綱で定めた予算内というのはどういふことなのか。さまざま疑問がわいてまいりました。

最初は、当初予算どおり執行できなかったということであれば、その範囲で意見を言って、賛成ということも考えたのですけれども、これでいくと、どんどん増えていくのです。また補正がかかる可能性があるということです。それで、次年度からは、大体、見込みがつくので、適正な予算が立てられると思うというご答弁をいただいたようなのです。でも、市民活動、市民事業というのは、ある意味、水も

のです。もっと豊かな発想で、もっと出てくる可能性はあります。そのときに、また、当初見込みと違ったからということで、どんどん補正をかけていくのか。そういうふうにと考えると、この補正のあり方は、さっきご説明いただいた当初予算と補正の考え方から大きく外れるのではないかと判断をいたしました。反対なのはこれ1点なのですけれども、その点について見過ごすことはできないということで、総合審査においても反対とさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長

それでは、これより第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。
本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決と決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 意見書（案）について

○伊藤委員長

次に、予定表2の「意見書（案）について」を議題に供します。

これは、昨日採決いたしました平成29年請願第6号および第7号は、意見書の提出を求めるものでございますので、正副で調整をさせていただいて、お手元に配付のとおり意見書を作成させていただきました。

まず、案文を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。

この件についてご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、こちらの意見書を総務委員会の委員を提案者として、本会議最終日に提出することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、そのようにいたします。

なお、意見書の提案説明は正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、以上で本件を終了いたします。

3 報告事項

(1) 品川区総合戦略の取組状況について

○伊藤委員長

次に、予定表3の(1) 品川区総合戦略の取組状況についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私から、品川区総合戦略の取組状況についてということで、ご説明、ご報告いたします。

こちらのご報告でございますけれども、平成28年3月に策定いたしました、今日、お手元にそれぞれご準備いただいているかと思うのですが、品川区総合戦略ということで、品川区の今後の政策の中に、戦略的に進めていきたいといったところを、国の動き等も踏まえながら、総合戦略という形でまとめさせていただいたものでございます。

これに関しましては、5年間の計画ということで作成をしたところではございますけれども、最終年度、平成31年度、目標数値を置いて、そこに向かって、こちらを確認していくという作業が、毎年、国からも求められているといったところでございます。

この確認作業につきまして、この数値目標について、どういった達成状況、取組みをしているかということをご報告いたしました。これを確認する作業を行ってございます。それから、あわせて、本委員会、議会にもご報告させていただいた上で、国に報告等も行うという流れになってございます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明いたします。

この資料の見方でございますけれども、基本目標というところがあります。区の戦略は、大きく基本目標を4つ立ててございますが、この基本目標ごとのKPI、要するに数値目標を掲げております。それから、その基本目標の中にカテゴリーが分かれておりまして、各事業があります。その事業ごとに数値目標がございます。こちらは平成28年度の結果ということで、数値を右に項目別で掲げているものでございます。平成26年度は基準値、平成27年度、平成28年度が実績値、平成31年度が目標数値ということになってございます。

本数が多いものですから、かいつまんで代表的なところをご説明いたします。

まず、1ページ目、基本目標1、安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちをつくるという目標でございます。こちらにつきましては、今度は全体目標に対するKPIということで、3点挙げてございます。合計特殊出生率、それから、品川区に定住を希望する理由として、子どもを育てやすいと回答する区民の割合、同じく、子どもの教育環境がよいと回答する区民の割合ということでございます。合計特殊出生率につきましては、平成28年度、これは速報値でございますが、1.25ということでございまして、昨年の1.23に比べて0.02ポイント上昇しているものでございます。

それから、その下の2つでございますけれども、これにつきましては、区が行っている世論調査から数値をとっているものでございまして、平成26年度の基準値が38.1%と36.2%ということで、今回、平成28年度、行いました世論調査におきましては、子どもを育てやすいと回答した方の割合は57.9%、それから、教育環境がよいと答えた方は39.5%ということで、平成31年度の最終的な目標数値はそれぞれ50%でございますので、子どもを育てやすいと回答した方につきましては、既にこの目標数値を超えたものでございます。

それから、その下でございます。それぞれの事業ごとでございますが、(1)のところの誰もが安心して生み育てることができる子育て環境をつくるという部分につきましては、しながわネウボラネットワー

クの構築というところがございます。これにつきましては、妊娠届け出時の面接人数であったり、それから、子育て期の相談件数、こういったところを数値目標化してございます。この妊娠届け出時の面接人数につきましては、特に平成27年度が1,618人に対して、3,194人と、平成28年度は大幅に伸びてございますが、平成27年度からスタートの事業でございますので、途中からの数値ということで、この差が出ているものでございますけれども、人数は確実に伸びているものでございます。同様に、子育て期の相談件数も、件数としては伸びたというものでございます。

その下のすくすく赤ちゃん訪問事業でございますけれども、これにつきましては、平成27年度は82%に対して、平成28年度は79%ということで、減少してございます。パーセントとしては減少しているのですが、平成28年度は2,879人に対して、平成28年度は3,060人と、実際、訪問件数そのものは増えてございます。ただ、全体の母数、出生率の関係だとか、それから、さまざまな事情で、第2子以降、お断りのあるケースがあるということもございまして、パーセントとしては若干、伸び悩んでいるものでございます。

それから、ちょっと下におりまして、そこから3段目下です。待機児童対策の推進というところでございます。こちらにつきましては、民間保育園等の開設、運営支援ということでございまして、これは累計でございまして、平成28年度は130施設ということで、平成27年度に比べて、さらに12施設プラスになっているものでございます。

それからあと、その下以降は、中身をそれぞれご確認いただければと思います。

あと、このページで言いますと、一番下のところでございます。教育の分野、特に学校の図書館の関係でございますが、読書活動の充実ということで、児童・生徒1人当たりの平均貸し出し冊数がKPIになってございますけれども、平成28年度は40.5冊ということで、昨年よりも件数が伸びていたものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。一番上、基本目標が地域を支える産業の活力を高め、魅力ある雇用の場を創出するという基本目標がございまして、これにつきましては、昼間人口と企業の付加価値額が出てございますが、付加価値額につきましては、国の産業統計からとってございまして、まだここは出ていないということで、平成27年度、平成28年度は横ばいになってございます。昼間人口のところは、平成27年度の国勢調査で、これも速報値ですが、本年度、出てまいりました。本年度、出てきてはいるんですが、平成27年度の値ということで54万4,022人ということで、平成26年度の基準値に比べると昼間人口も伸びているというのがご覧いただけるかと思っております。

それから、実際の事業を見ますと、(1)の産業の活性化を図るで、一番上の産業支援施設の部分で、施設利用会員数ということでございます。これにつきましては、会員の方々がいろいろ相互に交流ができるラウンジの会員数でございますけれども、これも人数が倍近く伸びているものでございます。

それから、そこから4つ下の段でございまして、製造業、情報通信業等への総合的支援のところ、ソフトウェア開発費助成企業数、それから知的財産権取得支援企業数、これも累計でございまして、確実に伸びてきているところがございます。

それから、さらにそこから3段ほど下です。高齢者、女性の就業機会創出の支援ということで、女性向け就業件数、相談件数につきましても、件数が大きく伸びているところでございます。

それから、このページの一番下でございまして、品川区就業センターの運営ということで、相談者の就職件数ということでございます。ここは件数が減っているところがございまして、そもそも700件以上と基準値のところではございますけれども、こちらは、相談そのもの

も、実際、平成27年度に比べると平成28年度は若干減っているところがございます、なかなかここは評価が難しいところではあるのですが、景気の動向等も踏まえて、そういった周辺に対する相談そのものが、民間企業の動きも含めて、できているのではないかという分析をしているところでございます。

続きまして、3ページでございます。基本目標3、国際化への対応をさらに進めつつ、多様な地域との交流、連携を推進し、ともに発展するということでございます。これにつきまして、大きな目標での数字でございますけれども、品川区内の全駅の1日平均の乗車人数、それから、区内の宿泊施設の実宿泊者数、これは年間です。それから、外国人実宿泊者数をKPIとしております。平成28年度、駅の乗車数につきましても、人数が伸びてきているところがございます。それから、宿泊数でございますが、実宿泊者数、それから外国人実宿泊者数、ともに平成31年度の目標値を既に超えている状況がございます、今後の目標数値のあり方については検討をしていきたいと思っております。

それから、その下、東京オリンピック・パラリンピック開催を通じ、地域の活性化や国際化への対応を図る以下のところがございます。こちらは、まず、東京オリンピック・パラリンピックの気運醸成にかかわる部分では、区内の実施競技の区民への周知度ということでございますけれども、これも世論調査の方から数値をとってございますが、16.3%ということで、パーセントとしては少ないところでございますので、今後、こういったところの周知、啓発活動が必要だろうと捉えてございます。

それから、その2つ下、シティプロモーションの推進のところがございます。これはメディア認知度というのをKPIにしてございますけれども、これにつきましては、区外の方に、これはインターネットでアンケート調査をしているものでございますけれども、品川区をどういったメディアで知ることができたかというような調査がございます、これにつきましては49.4%という値でございます。目標が平成30年度に65%ということでございますので、出足としては、まずまずのところではないかと思っておりますけれども、さらなる周知・啓発が必要だろうと思っております。

それから、その3段下、観光の部分でございます。都市型観光を推進するの部分で、観光案内所来所者数でございます。こちらにつきましては、来所者数の年間の人数をカウントしているところでございますが、平成28年度は2万9,966人ということでございまして、観光案内所、それから、旧東海道にあります、おもてなし館、こういったところの来所者数をカウントしているものでございます。若干、人数が減っているところがございます、今後、このKPIのとり方については検討が必要だろうと思っております。来所者数だけではなくて、今、例えばホームページのアクセス数であったりとか、そういったところも、1つ、KPIのとり方としてはいいのではないかと所管部門とは話をしているところでございます。

それから、このページの一番下のところがございます。来訪者のアクセス利便性の向上ということで、これは大崎駅前にできておりますバスターミナルの利用者数でございます。これも平成27年度の後半、12月から運用を開始したものでございますけれども、平成28年度は18万人余ということでございまして、かなり利用されているところでございます。

おめくりいただきまして、4ページでございます。こちらからは、基本目標の4番のところでございます、生涯にわたり住み続けたい安心と活力のあるまちをつくるということでございます。こちらにつきましては、大きな目標のKPIといたしましては、住み続けたいと思う区民の割合、いわゆる定住意向でございますけれども、これも世論調査からとっているものでございます。89%ということでございまして、前回調査とほぼ変わらないパーセントになってございますけれども、90%以上という目

標がございますので、そちらに向けて努力をしていきたいというものでございます。

それから、そこから4段ほど下でございます。支え合いの地域社会の構築といったところでは、この当時は、まだ（仮称）ふれあいステーションという形でございましたけれども、支え愛・ほっとステーションのことでございます。こちらの設置地区数ということでございまして、平成28年度は8地区でございます。平成30年度までに13地区、全地域ということでございましたが、これは前倒しで、今、進めてございまして、平成29年度に13地区、完了をしてございます。

それから、ちょっと飛びまして、真ん中の段より下、(2)の安全で安心して住み続けられる地域社会をつくるの部分でございまして、そのこの2つ目のところ、地域における防災訓練の充実でございます。これは後ほど、また改めてお話しいたしますが、このKPIは訓練参加人数を挙げてございます。平成26年度の基準値が2万3,000人余ということで、平成27年度が3万7,696人と大幅に人数が伸びてございますが、実は、この最初の設定値が、公で行う、区が関与している防災訓練のところからのカウントで基準値をつくったところでございますが、実際、所管がその後、地域ごとに行っている防災訓練もあるということで、そのこのカウントも必要だろうということで、カウントを平成27年度からしてございます。そういったところがございまして、平成28年度の3万9,000人、4万人近くでございますので、このKPIにつきましては、平成29年度以降は変更したいと思っております。

それから、このページの一番下でございます。空き家対策の推進ということで、管理不全空き家解消件数、それから、空き家有効活用件数ということでKPIを出してございますが、管理不在空き家解消件数、これは民間の動きも含めてでございますけれども、77件ということでございまして、こちらは、事業としては、全体としては進んでいるところでございますが、有効活用ということにつきましては、まだ実績がないということで、ゼロ件になります。

続きまして、5ページでございます。基本目標4の続きでございまして、一番上のところ、国保の基本健診の受診率でございます。これは平成28年度は38.5%ということで、それほど高くない数字ではございますけれども、これもKPIの考え方を変更したいと思っておりますが、基準値のところは52.5%ということで、最初に示した数字が、実績に基づく基準値ではなくて、国の示している数値を参酌した目標数値ということで、52%としてございました。当時は、実際の受診率は40%に至っていないという現実がありまして、所管の思いとすると、ここまで伸ばしたいという思いはあったのでございますけれども、実際のところは40%、38%ということになってございます。目標数値は60%に置いたままなのですが、基準値のところを変えながらということで、これも変更を考えてございます。

それから、このページの中ほど、⑧と書いてあるところでございますが、介護サービス事業者の確保・育成でございます。これは要介護度が改善した方の人数ということで、年間の人数を挙げておりますけれども、平成28年度は71名ということで、こちらの事業も順調に伸びているところでございます。

それから、その2つ下の行で、障害者の理解促進のところ、映画祭、講演会の参加者人数でございます。平成28年度の人数が減っているところでございます。これにつきましては、会場の変更とか、この年度のもろもろの要素はあったということではございますけれども、さらなる周知が必要であろうということで、新たな展開を考えているところでございます。

それから、最後は、その2つ下のところで、品川区史の活用というものがございまして。これは区史を活用した講座の延べ受講者数でございますけれども、こちら、平成27年度から人数が減っていると

いうことをごさいますて、参加者人数というところをごさいます。講座の数におきましては、平成27年度とそれほど変わってはいないのですけれども、こちらは新たな取組みであるとか、講座の考え方といったところをもう少し見直す必要があるだろうということで、事業の展開を考えてきたところをごさいます。

取組み状況については以上をごさいます。

最後は、もう1ページ、つけさせていただきます資料です。これは、今、お話ししましたように、この総合戦略の、今言いました防災訓練の部分と国保の健診の部分をごさいますて、これにつきましては、地区の防災訓練はカウントの仕方を変えているような防災訓練も合わせて目標数値を設定したいということで、平成31年度の目標数値のことです。

それから、最後のページの欄外になりますけれども、一番下のところにありますが、国保の基本健診の受診率です。こうしたところは、平成26年度の基準値そのものが実績に見合った、実績を超えるということで変更させていただいております。

長くなりましたが、こちらもこういった形で数値目標に基づきながら取組みを行っておりますて、その内容を平成29年度、さらに平成30年度の予算編成にも活かしながら進めていきたいと思っております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

この件に関してご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

よくわかっていなかったもので、1点だけ教えていただけたら。2ページ目のところの基本目標2の5のところの項目で、品川区内の企業の付加価値額はどういう意味だか、よくわからない。本編のところ、どの辺を見たらいいのか。また、この額を算定するというあたりは、どのようにされるのかを教えてください。

○柏原企画調整課長

総合戦略の本体の冊子で言いますと、5ページのところ、実際、この目標数値が書いてございます。上のところに数値目標ということで、付加価値額ということでございまして、これは経済センサス、経済産業省からの特定の調査が定期的にあつて、一番下の欄外のところ、付加価値額ということで、説明を書かせていただいております。ちょっと読ませていただきますと、企業の生産活動によって、新たに生み出された価値ということでございまして、企業の生産活動でものをつくったりとか、さらに、それに基づいて、付加的に出てくるところでございまして。ここに計算式が出てございますけれども、例えば人がどれだけ雇われているとか、給与の関係、そういったところも付加価値で出てくるというのがこの計算式で出されるということで、品川区の経済力をあらわす1つの重要な統計値であると認識してございます。ただ、この数値がまだ国の統計から出てきていないものですから、これは出次第、確認していきたいと思っております。

○飯沼委員

これを毎年、国に報告をすると最初、ご説明があつたのですけれども、報告をした後は、何か具体的にコメントとかが来るのか。先ほどは平成29年度、平成30年度に、今後、活かしていきますということだったので、国から何かコメントとかが来るのですか。

○柏原企画調整課長

報告ということで、こういうことをやっています、こういう結果になっていますということで、それに対して、特に何か、ここがいけないとか、こうしてくださいというコメントは、去年、報告しているのですけれども、ございません。ただ、これに関連して、地方創生の関係で国から交付金をいただいております。特に、この資料で言いますと3ページです。3ページのところ、国際化への対応をさらに進めという、この分野になるのですが、特に観光関係、それからシティプロモーション、ここがこの事業に対して国の交付金をいただいています。このK P Iについては、細かく数字については国に報告して、きちんと実績として動いているかどうかというのは、確認はそういうふうにはしているということでございます。現段階では、このことについても、何か国からコメントがあったりとかというところはございません。

○吉田委員

先ほど目標数値を超えていることについて、今後、考えるというような面もありましたけれども、さっき具体的に示されたところ以外にも、もう超えているものとかがあると思うのです。それをどういうふうにも今後、考えていくのかということ。

それから、とても数値に達していないものに対して、特に空き家活用のところは結構大変かと思うのですけれども、その辺の目標数値までに、何か具体的に、こういうふうに入力していくというようなことを考えられるのかどうか、お示してください。

○柏原企画調整課長

まず、数値目標を超えている部分でございます。先ほどちょっとコメントさせていただきました。特に宿泊施設の実宿泊者数につきましては、区として想定した以上の動きが出ているところがあります。そういったところから、最終的な目標数値というのは、もう少し上げたほうがいいのではないかとというような議論をしているところでございます。具体的には、もう少し、今の観光客、それから実際の宿泊者数の動きを見ながら、この辺は変更する必要があるのではないかとというような捉え方をしております。それ以外のところでも超えている部分はあるのですが、これは、超えていない部分、通知されていないところも含めてなのですけれども、先ほどお話ししました学識の先生方からも、これに対する検討会、コメントをいただいているのです。最初に設定したK P Iについては、一、二年ですぐ変えるというのではなく、中長期的に見たほうがいいだろうということがありますので、実質的にこのK P Iを見ることができたのはまだ2年目というところがあります。もう1年は様子を見たいという、大多数のところはそうなってくると思います。

ただし、先ほど委員のご指摘がありました、例えば空き家につきましては、これはかなり難しい事業だとは認識をしているところなのですけれども、目標数値を変えるというよりは、これについては、その事業のやり方であるとか、新たなアプローチの仕方とか、そういったところについては所管部門と、この通知を見ながら話をしているところでございます。場合によっては、新年度予算で新しい施策を補填する場面が出てくるかもしれませんが、そういう視点で、この数値を使いながら次の事業につなげていくと思ってございます。

○石田（し）委員

この報告は平成26年度の基準値があって、各年度で数字が出てきて、最終的に平成31年度の目標数値の中で、例えば品川区で予算を組むときに、どこを基準として、もちろん現状がこうだから、来年はこうしようという気持ちはあるのでしょうか。この総合戦略に関して言えば、平成26年度の基準値というのがあって、平成31年度の目標値というのがあって、その間に現状の数値がある中で、平成31

年度に向けてのステップアップとして予算を組んでいくのか、それとも、現状があって、そこに合わせて来年度予算というのを組んでいくのか。その予算の組み方は、特にどこを基準にしてやられているのか、まず1点、教えてください。

○柏原企画調整課長

予算の立て方、捉え方でございます。実は、こういった形で戦略的に進めていこうという書き方をしているのですが、実際のところは、総合実施計画の事業をこの形でカテゴリーを戦略的にまとめたのが、この総合戦略ということになります。総合実施計画は、年次は若干、1年違うのですが、平成30年度を最終的な目標にしておりますので、その平成30年度に向けて、年間でこのぐらいという、大まかではありますけれども、予算の考え方を持ちながら実施計画をつくっております。ですので、最終的には平成31年度を目標にしながら、この実績を踏まえて、この予算を毎年毎年、組んでいる流れで考えてございます。

ただ、個別にいろいろ動きがあるようなものについては、その都度の判断は出てきますけれども、基本的にはそういった考えです。

○石田（し）委員

例えば、平成31年度の目標数値を平成26年度の基準値と比較すると、大体、どれも高い数値を目標にされています。これはもちろんいいことだと思うのです。毎年毎年、よくしていこうというのはいいと思うのです。例えば、この目標数値を全部足したとしたら、仮に、平成31年度に全ての目標数値と同等の実績になったときに、予算額で平成26年度の基準値があって、平成31年度の目標数値で達成されたら、予算額は倍ぐらいになってしまうのか。簡単に言うのです。例えば、これだけ事業があって、これだけの人が利用してといったら、普通に考えたら、それだけ予算がかかってくるわけではないですか。もちろん何個かは違うのでしょうけれども、基本的にはそういう考え方のもとに立ったときに、平成31年度目標数値を見る限り、これを全部達成してしまったら、相当な額、予算になっていくと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○柏原企画調整課長

今ご指摘いただいたように、総合戦略、実施計画も含めてなのですが、大分、チャレンジングをした数字だとは思っております。全部が達成できれば、確におっしゃるように、かなり予算的にも要ることであるのです。先ほど申しましたが、総合実施計画の中での予算の考え方というのを、5年後、6年後にはこうなる、こうするというで立てておりますので、一応、想定できる範囲内には動いていると思っております。その考え方と合わせて、ここは全部の事業が出ているわけではありませんので、そうでないところでのスクラップ、潰したり、やめるであるとか、それから、年次によってハードの動きもあります。そういったところの考え方もありますので、一概に全部が全部、全体として膨れ上がるという捉え方はしていませんけれども、できれば、こういう事業は達成させたいというところがありますので、伸びる方向で入れているのがほとんどです。

○須貝委員

総合戦略の取組み状況は、こういうふうが大まかに出ているのですが、1つ、4ページです。例えば、下のほうで、安全で安心して住み続けられる地域社会、防災訓練の充実とあるのですが、年間の訓練参加人数、大まかに全体では、こういうふうに数値化して出てきます。でも、実際は、その地域ごとに減少しているところもあるわけですが。そうすると、そういうところが逆に、品川区では全体に増えている。でも、実際、いろいろな箇所が減っているというところが見えなくなってくるというのが心配されるの

です。

ほかの部分もあると思うのですが、例えば、5ページの介護サービス事業者の確保・育成、8番にありますけれども、要介護度が改善した人数はこういうふうに出している。確かに総合戦略で出していることはわかるのですが、今度、逆に悪化したということもあるわけです。要介護度が増えてしまった。そういうのを出してこない、片一方は伸びている、片一方は逆にマイナスになっている。そういうものも出してこない、平均的に見れないのではないかという気がするのです。

あと、ほかで出しているのかもしれないですが、それぞれの取組み状況はわかります。商店街のにぎわい創出支援事業も、イベントの回数がこれだけ増えています。でも、実際、経済効果とか、そういうのはどうなのか。やった回数はあるのですが、取組みは取組みですけれども、こういうふうな成果としてこうなのですか。でも、やったけれども、全然伸びていないというのも出ていないと、なかなか全体を客観的に見るのは難しいと思いました。

あと、例えば、2ページの製造業・情報通信業等への総合的支援、それから、若者の自立支援云々ありますが、実際、こういうふうにはやっていますと、総合戦略の取組みはわかりますけれども、逆に衰退している、廃業、倒産、そういうところもあると思うので、全体の総合戦略を見るにあたって、では、逆の面はどうなのかということを出しておかないとまずいのではないかと思うのです。これはこういう仕組みでいいのですか。今後、こういう取組み、取り組んだことに対しての状況だけをこうやって出して、皆様に、学識経験者の方たちが話し合う場、また、取り組んだことの成果だけをただ出せばいいということなのではないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○柏原企画調整課長

委員に今ご指摘いただいた内容は、学識の方々からいろいろなお話をいただいているところでございまして、今後、議論も必要だろうというところだと思います。例えば、先ほどの防災訓練につきましても、トータルでは増えている。ただ、地域によっては若干というものがあまして、その所管部門からこの数値を報告で出していただくのですけれども、その中では、そういったようなコメントも実際入っていたり、分析を我々企画部門が合わせてしているという部分がありますので、認識としては、そういったところが若干の部分あるというのはわかっているところです。例えば、こういった表示の仕方であるとか、皆様にお示しするときなどに、どういった形がいいのかというのは、検討は必要なのだろうと思ってございます。

後段でもご質問がありましたけれども、いわゆるアウトプットとアウトカム、実際に出た、やった事業の件数と、それから、それによって、どう効果が生まれたかは、実はこのKPIの中では混在をしております、このことについても、もう少し議論は必要だろうと思っています。本来、アウトカムが全部並ぶべきではないかというお話もあるのですけれども、なかなかそれは出せないものもあります。ですので、この表記の仕方、それからKPIの持ち方というのは、これからの検討といたしますか、研究は必要なのだと思います。

○吉田委員

今のお話で、私も、当初基準値を定めたときに数値で点検するとしたら、この数字だということでも、事業をやっていく中で、こういうことであれば、もっとこういう数値も必要なのではないかというのが出てくるかと思うのです。今のところ、平成31年度と定めたところまでは、今のKPIだけでやっていくということなのか。今、今後の検討とおっしゃったので、その先がまだあるのだと思いますけれども、付け加えることがあるのか、それとも、とりあえず今回はこの数値目標だけを点検しな

がら、平成31年度までやっていくということなのか、その辺だけ教えてください。

○柏原企画調整課長

若干、先ほどの議論のところでも触れさせていただいたのですが、平成29年度まではこの値でいきたいと思っています。決めて、一、二年で数値がちょっとというところでは変えるのはどうなのかというところもあります。その後、数値としてどうなのだろう、先ほど申しあげましたように、値を超えてしまっているものとか、それから、本当にこのKPIのとり方でいいのかどうかというものは、若干、幾つかありますので、それについては違うものに変えとか、違うKPIをプラスするとか、そういう可能性、考え方は当然出てくると思います。もう少し事業進捗を見ながら、その辺は改めて検討しながらと思います。

○吉田委員

当初定めたKPIはそのままいったほうが良いと思うのですが、ここで2年、3年たっていく中で、新しいKPIという設定も、ぜひ検討していただきたいと思っていますので、そういうふうによろしくをお願いします。これは要望でとどめます。

○あくつ副委員長

2年前、これがスタートしたときも総務委員会だったので、柏原企画調整課長とやりとりした。そのときもリペアのあり方については検討をされていくというようなことをおっしゃっていたのは覚えているのです。KGI、もう一つ、企業の指標をもうちょっと厳しく見ていくものではなくて、KPIにしたみたいなお話がありました。そもそも、この総合戦略は、1ページに書いてあるとおり、人口減少社会の克服と地方創生の実現を目的として、国が決めたことである、そのように報告してくださいというところで、その中で、まさに地方創生というところで、あまり東京都は関係ないのだという、たしかそんなやりとりがあったと思うのです。

その中で、1点だけ、具体的に言うと、3ページの全国自治体との連携強化というところ。まさにこれが国の基本目標の2番目にある地方への新しい流れをつくるというところに当たると思いますし、ここではないにしても、国の交付金に関係するというお話があったのです。

これを見ると、いただいた資料だと、平成27年度が3事業、平成28年度が11事業になっているのですが、たしかこの事業を始めてから、私は、坂井市との連携をしているというのは覚えているのですが、昨年、平成28年度、11事業というところで、これは坂井市とだけ、こういう事業をされたということなのではないでしょうか。急激に数が増えているのですけれども、全国自治体との連携事業数というところでとっていると思うのですが、そこの認識を教えてください。

○柏原企画調整課長

ここのカウントは、1つの事業に対してのカウントをとっておりますので、この数が多くなっています。ほとんどが坂井市との事業、例えば、シティプロモーションサミットの参加であったりとか、そういったところがあります。そのほかには、23区の区長会でやっている東北の六魂祭というプロジェクトがありましたけれども、それについてのPR活動、参画というのがあります。ですので、坂井市との事業が多いのですけれども、それ以外にも幾つかの事業、ほかの自治体、両方ともカウントして、この件数になっているということでございます。

○あくつ副委員長

もともと国が言っている総合戦略の目的に沿うところというところ、一番、そこなのかとも思うのです。それに別に、何かに従わなければいけないことでもないのですけれども、一自治体、坂井市と一生懸命

やる、これも本当に素晴らしいことだと思うのですが、先ほど幾つかの自治体とは連携していく、六魂祭もそうなのでしょうけれども、今後、連携していくことを増やしていかなければいけないとも思うのです。最後にそこだけ、お考えをお聞きしたいと思います。

○柏原企画調整課長

この全国自治体との連携ということで、重点施策としても拡充させていただいてございます。坂井市は特別区全国連携プロジェクトというものが動いてはおりますけれども、それ以外の自治体、地方創生であったりとか、その他の連携も重要だと思っておりますので、その主な自治体といろいろなところでの事業連携であったりとか関係性を強化していくというのは今後必要だと思っております。こういったところで、どんなことができるかも考えながら進めていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員

3ページの基本目標、国際化への対応というところの品川区内の宿泊施設の実宿泊者数と外国人の宿泊者数が平成31年度目標数値を平成28年度に超えているという中で、品川区内で宿泊施設というのは限られると思うのです。これからオリンピック・パラリンピックに向けて、外国人の方も来訪されるというところで、限られている中で、どういうふうに目標数値を上げていくのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○柏原企画調整課長

その部分につきましても、学識の方々とのやりとりで、課題、議論になったところでございます。キャパシティの問題は別にあるということで、今も品川区内にある宿泊施設の稼働率は90%と言われております。今後、劇的に増えるというのは、なかなか難しい部分もありますけれども、その中で、この数値を単に上げるのがいいのか、それとも、キャパシティの考え方、数値の掘り方を例えばパーセンテージみたいなものにするのがいいのか、そういったところは、もう少し、今の宿泊者の動向であったり、実際に宿泊施設の動向であったり、そういったところも見ながら、この値というのは考えていくべきだと思っております。ですので、もう既に目標値は超えているのですけれども、単純に増やせばいいというところではないというところで検討をしています。

○高橋（伸）委員

最後に1つだけ。最後の3ページの一番下、来訪者のアクセス利便性の向上というところでも、もう平成28年度、区内長距離バスターミナル、大崎だと思っておりますけれども、路線が増えたことによって、当然、年間の利用者も増えたという中で、これが来年になると、おそらく20万人も到達するであろうと考えているのです。平成31年度の目標数値も当然変わっていくと思うのですけれども、今現在、わかっている時点でどれぐらいを目標にしているのかを教えてくださいたいと思っております。

○柏原企画調整課長

このバスターミナルの部分につきましては、正直に申し上げて、今ご指摘いただいたとおり、想定以上の動きになっている部分があります。具体的に何万人というところはないのですが、この目標数値、20万人ははるかに超えるだろうと思っておりますので、これも今後の数字の動向を見ながら、平成29年度の動向が多分中心になると思っておりますけれども、数値は決めていきたいと思っております。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(2) 新公会計制度導入に伴う予算書の新様式について

○伊藤委員長

次に、(2) 新公会計制度導入に伴う予算書の新様式についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○秋山財政課長

それでは、私から、新公会計制度導入に伴う予算書の新様式についてご説明をさせていただきます。

新公会計制度につきましては、既に7月の総務委員会におきまして、制度全体のご説明をさせていただいておりますので、その際に、予算書の様式もあわせて新しい様式になるということで、一部、イメージをお伝えしております。今回、その平成29年度版をあらあら作成をいたしました。新しい予算書の様式について説明をさせていただきたいと思っております。

目的でございますけれども、新公会計制度自体の目的でもありますけれども、組織、事業単位への財務諸表を作成し、財務指標分析の活用を図るためということで、今回、予算につきましては、原則、1款1目に組み替えをさせていただいております。それから、1款1目に分けた各目、科別に計上するというので、予算と組織の整合性を図るということを目的とさせていただいております。

2ですけれども、平成30年度当初の予算書の様式でございますけれども、主な変更点としましては、款、項の表示とあわせて、予算書の額を表示いたします。これは後でご説明をさせていただきます。それから、財源の内訳欄に、財源なのですが、歳入の名称と充当額の内訳の表示等々、説明欄に担当課を表示等とございます。これは後ほど具体的に説明をさせていただきます。こういうところが新様式の予算書として変わった主な点でございます。

今回、新様式に移行するにあたりまして、歳出区分と担当部局という、その下の表のところをご覧いただきたいのですが、若干、組み替え等をしてございます。ただ、基本的には、一番左の議会費から予備費までの款の構成は、今回はいじってございません。その右側の担当部局というところが、基本的には、原則、現行どおりでございますけれども、現在の予算書では、相互に入り組んでいる課とか事業がございましたので、その分の組み替えを行ってございます。

具体的に言いますと、表の見方なのですが、一番右の平成29年度当初予算額の実数字と括弧書きというのが、実数字が現在の予算書の額ですが、その括弧書きが組み替えを行った額になってございます。例えば総務費でありますと、額が大きく減ってございます。186億円余が170億円余ということで、例えば総務費であれば、防災関係の目が土木費にございまして、土木が369億9,000万円から382億円ということで、このように、各部、款の中の事業が一部移項されるというのが今回の新様式の特徴でございます。

それでは、資料に基づき、具体的な変更点についてご説明をさせていただきます。

まず、A3の横の表をご覧ください。これが今お話をしました各課の表でございます。表の見方でございますが、真ん中右ほどで2つに分かれております。左側が変更の平成29年度の予算の款、項、目、それから予算額で、目に含まれる担当課となっております。例えば、今、総務費の総務管理費の一般管理費には80億円ほど予算がございまして、財政課から防災課まで12の課が一般管理費の中に入っております。そのように見ていただきます。

それを右側の表が、今回、体系と事業の組み替えを行った、平成29年度予算で組み替えを行うところなるというのを示しているものでございます。こちらを見ていただきますと、款は変わりませんので、目のところが1款1目ということで、目イコール課になってございます。企画調整費は企画調整

課が持つということで、一般管理費の中から企画調整課の分を目として1つ抜き出したとお考えいただければよろしいかと思います。

そのように右側を見ていただくと、企画調整費から財政管理費、施設整備費、広報広聴費という形で、総務管理費が10の目に分かれて、それぞれの課が担当することになってございます。

左側の表の一般管理費の中の子ども家庭支援課から6つ、斜め字になっているところをご覧くださいますと、そこがほかの款に移動したものと見ていただければと思います。子ども家庭支援課につきましては、今まで一般管理費の中では、奨学金の貸し付けの予算がございましたが、それが民生費の子ども家庭支援課に移行しております。保育課も同じように私立幼稚園の補助金、防災課については一般管理費の中の防災が土木費に行く。このように見ていただければと思います。

これは予算書の体系でございまして、それが各款、目ごとに一覧表になったものでございます。今回は、この中でも歳入と総務費を抜粋したものをご用意させていただきましたので、それで細かく予算書の様式をご説明させていただきたいと思っております。平成29年度の予算書をお持ちいただいておりますので、一緒に見比べながら見ていただければと思います。平成29年度、今年度の予算書の額を事業とこの新しい様式に入れたのがこの冊子でございます。平成29年度の各項目の、各項目から作成したので、先ほどもお話しさせていただいたように、歳入の一部と総務費の一部ということになってございます。

ここは注意点がありますけれども、新様式につきましては、予算編成の電算システムの変更も伴って変更している点もございます。電算システムの変更については、可能な限り、パッケージソフトを使って、手を入れずに、カスタマイズは極力行わないという方針のもとにシステム更新を行ったものですので、多少、変わっているところはございますが、なるべく予算をかけないということで、こちらの変更は受け入れるという点もございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、まず、1ページをご覧ください。現行の予算書ですと5ページでございます。こちらは一般会計の予算ですが、こちらは変更はございません。変更がないところもあわせてご説明させていただきます。

続きまして、3ページをご覧ください。現行のもの7ページでございます。第1表の歳入歳出予算については、表の配置が一部変わっておりますが、内容それから金額等については変更はございません。表記の仕方、体裁が若干変わったというものでございます。

続きまして、新しいほうの8ページです。第2表の債務負担行為でございます。こちらが、旧のほうですと、12、13ページになります。こちらは変更はございません。

続きまして、新しいほう、1ページめくっていただいて、特別区債です。こちら古いほうを1ページめくっていただいて、14ページですが、こちらも変更はございません。

それから、予算の説明書に入りまして、新しいほうの13ページをおめくりいただけますでしょうか。現行ですと、これが43ページに当たります。目次ですので、基本的には変わりません。今回、網かけの部分を抜粋して用意したというところでございます。

まず最初に、歳入の表からご説明をさせていただきますので、17ページをご覧ください。新のほうの17ページです。現行のほうは47ページになります。この表も基本的には変更はございません。これは見ていただくと、単位の千円の位置が変わっているだけでございまして、こちらはそもそもパッケージが1,000円を表示するということですので、そのまま表示したものでございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、歳入の頭でございます。特別区民税、特別区税のところ、こちらでご説明をさせていただきます。古いほうですと48ページになりますが、こちらで説

明をさせていただきます。まず、表頭に款の合計が出てございます。ここは1款の特別区税の合計が1段目に444億7,912万円と出ております。それから、その下に項の合計額が412億3,950万円と出ております。表頭に各款、項の合計額が出るということで、次の2項の軽自動車税のところを見ていただくと、頭に款の特別区税の合計額が、上と同じ金額で出ていますが、2項で軽自動車税の合計額が出てございます。

変更点なのですが、節が今まで左のページにありましたのが右側のページに移ってございます。それに従って、説明欄が若干、幅が短くなってございます。今回、旧の様式ですと、表形式が右側の説明欄に入ってございましたが、これは表は入れられないというパッケージの仕様でございますので、今回、表の中にある調定額、収入額、収入率につきましては、若干、見にくくはなるのですが、調定額が、例えば117億1,500万円というところを記載させていただいております。これについては、現在あるものの内容は全てこちらに移行しているものでございます。

続きまして、新しいほうの20ページ、次の1ページをめくっていただきますと、こちらが特別区税の項の最後でございまして、今まで項の最後に合計欄がありましたけれども、各項の頭に合計欄が出ますので、この項の最後に款の合計額がなくなります。今回、2款から8款までは省略をさせていただいて、9款の交付税をこのような形で、説明欄も含めて移行しているものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきまして、歳入の都支出金のところでございまして、現行は108ページになります。都支出金になります。こちら先ほどお話しさせていただいたとおり、款と項の合計欄が表頭でございます。それから、右側の説明欄ですけれども、こちらについては、歳入は先ほども変わりませんとご案内させていただいたとおり、同じものが入ってございます。

続きまして、32ページでございます。歳出の最初の表になります。現行ですと、157ページになります。若干、表の幅が広がっているものでございますけれども、表記されている内容については同じでございます。

続きまして、歳出なのですが、次が、両方とも1ページをめくっていただくと、歳出の頭が議会費になっております。ここも表頭の款と項の合計欄が出ておりますが、議会費につきましては、もともと1款1目ですので、特に表記の内容が変わりませんので、1ページめくっていただいて、総務管理費のところをご説明させていただきたいと思っております。

まず、歳出も同じように款と項の合計欄が出ます。それから、特定財源の財源の内訳が、今まで総務管理費ですと、今の161ページをお開きいただくと、財源の内訳というのが右側のページの一番上に1行だけあったのですが、財源の内訳というのが、新しいほうですと、左側のところに出てきていまして、この財源のところ、それぞれの目の財源の内訳が入るようになります。今回、特定財源の内訳で、その他のところが100万円となっておりますが、この内訳が、諸収入が100万円ということで、ここ内訳が幾つかある場合は、ここにそれぞれ手数料であるとか、そういうものが出るものでございます。

それから、節の区分が、今まで左側のページにございまして、160ページに節が出ておりますが、今回、1款1目になりましたので、目の節と。今までも、これは目の節なのですが、一般管理費は複数の課で持っていましたので、なかなかこれが何を意味するかというのは難しいところがありましたが、今回、1課1目ということで、目の節になりますので、例えば企画調整費では2節から19節までの企画調整費が予算だということが表示されるようになっているものでございます。

それから、説明欄の中の一番頭の行のところの職員給与費につきましては、今まで各項の頭の目に職

員給与費がまとめて出ていましたが、現行のほうを見ていただくと、151ページの1行目は職員給与費220人ということで、幾つかの課の人数がここにまとめて計上されていましたが、今度からは、各目の頭に職員給与費ということで、今回、9人ということで表示をさせていただきました。そういうことになってございます。

この際の職員給与費の後ろの括弧の中に課名が入っておりますけれども、各事業について、所管する課名を表示いたします。職員給与費については人事課の所管でございますので、ここは人事課ということで、その下を見ていただくと、区政アドバイザー会議経費は企画調整課が所管をいたしますということで、各課の名称が事業に入るとということで、今回は各1課1目ですので、ここには同じ課名が表示されているものでございます。

52ページをご覧くださいませでしょうか。現行ですと178ページになります。各款と各項の合計欄が常に表頭に出ていますので、今まで項の合計というのが178ページの一番下のところに89億2,943万3,000円という項の合計が出ていましたが、こういう計はなくなって、表頭に出てくるということで、この数字を若干、組み替えしていますので、新しいことはありませんけれども、こういう様式が変わったとご承知いただければと思います。

その下、地域振興費を見ていただきますと、財源の内訳というのが入るのがよくおわかりになるかと思えます。国支出金、特別区債、その他のところに使用料、手数料が幾ら、財産収入が幾ら、寄附金が幾らということで、内訳が出てございます。こちらは地域活動課の目になりますので、職員給与費は地域活動課の本課と地域センターの人数が表示されるというものでございます。

変更点の説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。平成30年度予算書は、今回お示した、新様式の平成29年度版をもとに次年度の事業等を更新したものを予算書として、予算案として議会に出させていただくという予定でございます。ですので、今後、スケジュールにつきましては、通常の前編成のスケジュールに沿って、この新しいものが出ていくことになってございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

最初の資料、原則1課1目に組み替えるということで、この辺はわかりやすくなると思うのですが、原則とありますけれども、例外はどんなものがあるのですか。

○秋山財政課長

現状が、今、保健所関係が健康課と保健センターとあるのですが、それぞれ課という扱いになっているのですが、全体で保健行政をやっている部分がございます。健康課から、保健所機能としての保健センターと課としての保健センターというのがあるので、それぞれが1課として表記してしまうと、同じ事業が3カ所にばらばらになって出てくるということもありますので、そこは原則から外れて、複数課1目という形でやろうと今のところ考えています。

それから、教育委員会に関しても、学務課、指導課、それぞれが同じ事業、小学校という横軸で事業を行っていますので、その辺については、複数課1目的な形になると考えています。

○吉田委員

わかりました。その2つだけと理解していいのか。それと、複数課1目というと、現行の表記の仕方

と変わるのか変わらないのか。その辺も教えてください。

○秋山財政課長

例外はということで、代表的なところをお話しさせていただいて、まだ、これは新しく組み替えている最中でございますので、これ以外がないのかと言われると断定はできないのですけれども、あまり増やしたくないとは思っています。ただ、事業の割り振りの中で、複数課で同じ事業をするということが今後あり得ないということはないと考えておりますので、こちらについては、またそういうようなのが出てくることもあるとは思っておりますが、原則、最初のスタートの段階では1課1目にまとめたいと考えているところでございます。

○吉田委員

複数課1目だった場合の表記についてはいかがでしょうか。

○秋山財政課長

基本的には、新しい方式で表記はさせていただきます。各事業の後ろに所管課の名称が入るということは変わらず、見た目は1課1目と同じ形になろうかと思えます。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時58分休憩

○午後 1時00分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

(3) 全国シティプロモーションサミットについて

○伊藤委員長

それでは、全国シティプロモーションサミットについてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長

それでは、私から、全国シティプロモーションサミットについてご報告をさせていただきます。

概要につきましては、7月の当委員会で既にご報告をさせていただいているところでございますけれども、開催1カ月前を迎えまして、改めて内容についてご報告させていただくものでございます。

資料をご覧ください。1、目的については記載のとおりでございます。シティプロモーションそのものに携わっている自治体の職員、議員をお招きして、それぞれの課題共有、これからの取組みについて共有して帰っていただくというものです。せっかく来ていただきますので、品川区の魅力、人、まち、施策の魅力を全国に発信するというのが大きな目的でございます。

日時、会場につきましては、10月26日、27日、2日間、きゅりあんを貸し切りの状態にいたしまして、展開をさせていただきます。

3番の後援につきましては、前回は予定ということになっておりましたけれども、内閣府以下、5つの団体から後援をいただくことができるようにしました。

参加対象者につきましては、自治体の関連職員、それから地方議員、連携企業、団体ほかという形でございます。

プログラムでございまして、1日目、まず基調講演ということで、「戦略的広報のすゝめ 1人の仕掛けがまちを動かす」、まだ仮題でございます。これは高野誠鮮さんです。元石川県羽咋市のいわゆるスーパー公務員と言われた方ということで、限界集落をまとめ、ブランド米を携えて、ローマ法王に食べさせたという、ご自身の著書があるということです。ドラマ化されたということです。現在は立正大学の客員教授です。この方の講演をいただきます。

それから、パネルと書いていますが、パネルディスカッションでございまして、こちらは特別区全国連携プロジェクト、午前中も話題に出ておりましたけれども、こちらの話に基づき、特別区長会会長でございまして荒川区長、それから、先ほども話に出ました坂井市長、それから、私どもの品川区長、こちらでパネルディスカッションを行います。

そのほかにつきましては、多岐にわたりますので、まとめさせていただいておりますが、講演、セミナー、それから、イベントホールでPRブースの展示、あと情報交換会、これは夜、実際に参加されている自治体間同士で、いわゆる名刺交換でありますとかご挨拶、情報交換という形にさせていただいております。

2日目につきましては、同様に講演、セミナー、それから、午後の時間帯ですけれども、希望者の方ということで、区内見学ということで2コース、大型バスを使って見て回るという設定を考えているところでございます。

いろいろ多種多彩な内容で展開をしていくことを考えております。全国シティプロモーションサミット開催についてご報告をさせていただきました。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

プログラムが示されたということですが、時間などはまだ決まっていないのかということと、それから、今後のこれらについての広報の仕方、それから、2日目の先進事例講演、セミナーの内容というのはまだ決まっていないのか、その辺を教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

まず、時間でございますけれども、今、実際に全国の各自治体がお申し込みできるような形で、プログラムをインターネット上に出してございまして、キーワードで全国シティプロモーションサミット2017、ちょっと長いのですが、それをキーワードに検索をしていただきまして、一番上に出てまいります。そちらでセミナーのご案内をさせていただいているところでありますけれども、時間設定につきましては、こちらの時間帯を約45分コマで切りまして、各部屋で展開するような形で組んでおるところでございます。

それから、広報でございまして、広報しながら、それからホームページとあわせて、会場での、きゅりあんでありますとか、大井町の駅前、それから、東京モノレールが今回協力をしていただきまして、そちらでも広告を展開して、宣伝をしていきたいと考えております。

2日目に関しましては、中身がかちっと公表できるような形にまだ整っておりませんので、来週、9月末で完全にコンプリートしてオープンをするという形で準備をしております。それを機に、実際にこ

の時間帯、このセミナーという形でご案内ができると考えておりますので、そちらでご案内をしてみたいと考えております。

○吉田委員

そうしますと、例えば区民に向けて広報する段階では、何時から基調講演とか、そういうことが決まっていないと、もう9月末ですので、早くしないと、求めている人に情報が届きにくいと思いますので、その辺のスケジュールをもう少し詳しく教えていただけますか。全国からいらっしゃる場合は、例えば基調講演は初日は午後になるとか、そういうこともあると思うのですが、その辺、まずざっくりとで結構ですので、どれくらいまで決まっているのか。もう9月末の段階ですので、教えていただければと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

実際に広報につきましては、その広報が出る時点では明らかになっている形の想定でございます。基調講演でございますけれども、具体的に申しますと、今、11時半から12時15分の時間帯を基調講演、それから、12時15分から13時までの時間を各区長のパネルディスカッションという形で設定をさせていただいているところでございます。

○吉田委員

それから、もう一つ、連携企業等のPRブース、それから、それぞれの自治体からも募ると伺っていますが、今の申し込み状況などがわかれば教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

現在、ブースに関しましては、企業、それから参加自治体でもう固まっているような状態でございます。これから、どこをどこに配置という具体的な話に入ってまいりたいと考えています。

○吉田委員

前にも申しましたけれども、いろいろな地方の自治体から集まっていらっしゃる場合、きっと品川区でこういうブースが持てるということについては、結構、期待していらっしゃると思っております。ですので、いろいろな自治体から集まっていただくとともに、せっかくやるからには、多くの区民の方とか、それから、東京で初めてということであれば、都外の自治体の人たちにも来ていただくような仕掛けをしていただきたいと思いますので、これは要望にとどめさせていただきますが、よろしく願います。

○あくつ副委員長

1カ月後になったということで、幾つか伺いたいのですが、前に広報でご説明を得たときに、東京、大都会でやるということで、相当、自治体の参加が見込まれるということだったのですが、現在、どれぐらい申し込みがあるのかどうか。

それと、私も坂井市には行きましたけれども、来ていただいた自治体の方に喜んでいただける企画、来てよかったと思っただけの自信のある企画、もしわかれば、今のところで、この高野誠鮮さんという方のホームページを見ましたけれども、非常におもしろそうだと思うのですが、何かこれは目玉だというものがあれば教えていただきたい。

あと、もう一点、区内見学ですけれども、ホームページで拝見すると有料になっていたのですが、この全5回の中で、有料でやったところはあるのでしょうか。これについて教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

まず、1点目の現在の申し込み状況でございます。まだ、カミングスーンという形で、プログラムが

まだ表に出ていない状態のところもございまして、正直、まだまだというところでございます。これから、実際に、先ほどもありましたけれども、プログラムがオープンになってから積極的にPRの追い込みをかけていきたいと思っています。

それから、来てよかったと思われる目玉のような部分ですけれども、1つは、佐賀県で今、さがデザインという取組みを行っています。これは具体的にどういうことかという、役所が出す広報物というのが、最大公約数的なものになりがちで、おもしろみのないものになってしまうというところがあるというところで、もっととがったものを出していきたいというところで、実際に、東京に事務所を構えまして、デザイン工房とコラボして、そういうところをつくり上げていく、そういう中身の佐賀県の方に来ていただいて、そういう話をさせていただく部分がございます。

それから、全国広報コンクールというものがございます。埼玉県の上野原町の職員で、そちらで1位をとった広報誌をつくった方がいるのですけれども、上野原町の観光大使として、元モーニング娘。の吉澤ひとみさんを据えて、いろいろな広報活動を行ってもらって、やってもらっている。実際、当日はご本人に登場していただく場面もございます。

それから、特別区の全国連携プロジェクトにつきましても、具体的な展開事例という形で、全国の皆様にご紹介をするような考えとなっております。

それから、IT、それからマーケティング、そういう専門、戦略みたいな部分でも幾つか、多岐にわたりますので、この場でご説明は割愛させていただきますけれども、いろいろと企画しているところがございます。

今まで区内見学で金を取ったところがあるのかという部分でございます。今、手元にはございませんので、今のところは不明けれども、またお調べいたします。

○あくつ副委員長

区内見学の件は、2,000円、金額をいただくことになっているのですけれども、正直に言えば、あまり今までなかったというイメージなのです。それが何の経費なのか。バスで回るという話がありましたけれども、そこは経費で落とせなかったのかというところが1つ。せっかく遠くから来ていただくわけですから。

それと、あともう一つ、今さらなのですけれども、1カ月前ということで、今、固めつつあるということでしたけれども、そろそろ内容を固めていただいて、私も、坂井市のものは大分前にパンフレットを見ていましたし、ほかのところもある程度は固めて、早目に出さないとエントリーもできないと思いますので、そののところをなるべく早くやっていただきたい。ここをお伺いしたいと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

広報の予定についてでございますけれども、今までは、月間事業構想という雑誌が全国の自治体の首長に行っているところで、実際、それにご案内をつけていた部分があるのですけれども、これから実際に、私どもから直接ご案内をするという形。それから、前回の坂井市に参加された自治体であるとか近隣の自治体でスピーディーに展開をしてまいりたいと考えております。

○石田（し）委員

今に関連してなのですが、そもそもシティプロモーションサミットの企画をいつまでに決めるというのがあるのかと、その案内もいつごろまでに出すという、もともとのスケジュールがあったのか教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

ももとはお盆明けごろに周知、ご案内をスタートという形で考えておりました。ただ、実際に講座の中身の調整の部分で、なかなか調整がつかなかった部分もございまして、今になってしまったというところがございます。

○石田（し）委員

そうすると、もう約1カ月半のロスがあって、1カ月を切っている中で、ほかの自治体の方に案内を出すにしても、1カ月先の日程は、皆様もそうだと思うのですが、固まってしまうのではないですか。これを今から出して、いや、もう予定が入ってしまっているといっていたら、非常にもったいない。せっかく品川区も力を入れてやろうと思っていたのに、どうやって、今後、1カ月半の遅れを取り戻して、多くの方に来てもらうようにするかというのを考えていかないと、なかなか厳しいのではないかと思います。その辺はどのように考えていますか。

○木村報道・プロモーション担当課長

繰り返しのなってしまいますけれども、実際には、これから、我々、開催自治体として、直接ご案内するのですが、ご案内、プッシュをしていくという形の部分。それはダイレクトメールであるのか、実際に23区内でも、広報担当課長会でありますとか、例えば観光の組織でありますとか、そういうつながりがございますので、そういう部分でお願いをしまいたいと考えているところであります。

○石田（し）委員

もう時間もない中で、メール1通送られてきて、行こうかなとは、なかなかならないのではないかと思います。予定も決まっているかもしれないではないですか。本当に来ていただきたいのだったら、それこそ電話を直接かけてお願いをして、ぜひ参加してくださいというような、我々の業界でも動員というのがあって、最後はそういうお願いの電話をするというのは常なわけです。これだけ期日が迫っている中で、それぐらいの意気込みでやっていかないと、ふたをあけてみたら、あまり参加者がいなかったとなったら、せっかくいいことをやろうとしているのに、逆にマイナス要素になってしまうと思うので、その辺は、ぜひ、いろいろと工夫をしていただいて、1つでも多くの自治体の方たちに参加してもらえるような工夫をぜひやっていただきたいので、よろしくをお願いします。

○伊藤委員長

ほかにありますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件は終了いたします。

(4) 庁舎型勤務職員の勤務時間の弾力化の実施について

○伊藤委員長

次に、(4) 庁舎型勤務職員の勤務時間の弾力化の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、庁舎型勤務職員の勤務時間の弾力化の実施についてご説明いたします。

区では、従前より、職員の健康保持、増進、ゆとりある生活に必要な公務能率向上のため、少子化等の解消、超過勤務の縮減に取り組んでいるところでありますが、これらの実効性を高めるため、今年度、品川区における働き方改革としまして、実施方針を定め、取組みを行っているところでございます。この実施方針に基づき、10月より、庁舎型勤務職員について、勤務時間の弾力化を行います。

資料をご覧ください。

1、目的でございます。庁舎型勤務時間、8時半から17時15分になりますが、この定められた勤務時間外に恒常的な業務が発生している職場等において、実情に合った勤務形態を設定し、勤務時間の適正化を図り、労働時間の縮減および働きやすい職場づくりを目指すというものでございます。これは、毎週火曜日に開設しております延長窓口や地域センターなどの地域の会議、また、朝早くに区外に出かける事業などは庁舎型の勤務時間内に実施するものとなりますので、超過勤務にならざるを得ないところがございます。こういった業務などに対応できるように、勤務時間を弾力化するものでございます。

2、適用職場でございます。現在、シフト勤務を行っていない全職場を対象といたします。現在、既にシフト勤務を行っている職場は、保育園、児童センター、すまいるスクール、清掃事務所でございます。

3、勤務シフトでございます。新たに設定する勤務シフトは、いわゆる早出が2つ、遅出が3つございまして、基本となる8時30分から17時15分の庁舎型の勤務シフトと合わせて6つのシフトを設定するものでございます。この早出、遅出のシフトは、そのシフトでの勤務が必要となる日に設定するもので、前月までに翌月の勤務シフトを設定するということを想定してございます。通常は、庁舎型の8時半から17時15分の勤務が原則となるものでございます。

4、適用開始日でございます。10月1日より運用を開始いたします。

この勤務時間の弾力化のみで超過勤務が大きく減るというものではございませんが、今後も執行体制の工夫、公務能率向上などを図りまして、労働時間の縮減に努めてまいりたいと考えているものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

目的のところに勤務時間内に恒常的な業務が発生している職場等とあるのですが、窓口の延長はわかるのですが、あと地域センターとかにおいて、恒常的に超勤になってしまう職場は、こういった職場で、どんな業務があるのか、もうちょっと丁寧に教えてください。

○黒田人事課長

先ほどご説明しましたとおり、火曜延長窓口は、そもそも窓口を7時まで開設している関係で、どうしても時間外というところと、地域センター等の地域の会議も基本的には6時とか7時から開始で、終わりの時間が8時、9時というようなところもございます。こういったところは、そもそも業務自体が時間外で行われるということがありますので、超過勤務命令を発しないと業務に当たれないところでございます。

そのほかの職場につきましては、さまざま、いろいろな課で、例えば夜、団体の会議に出かけるとかがあるかと思っておりますので、網羅的にこちらで業務内容を全て押さえているということではないのですが、基本的に、夜やることが決まっている業務については事前にシフトを設定して、例えば、朝、遅目に出てくることによりまして、1日の勤務時間をできる限り正規の勤務時間に近づけたいと考えているものでございます。

○飯沼委員

適用の職場が、現在、シフト勤務を行っていない全職場となっていて、保育園、児童センター、すまいるスクール、清掃事務所のところはシフト勤務になっている。それ以外のところにおいて、ただいま

の説明とあわせると、ほとんどの職場が該当することになるのかどうかは1点です。

あと、実情に合った勤務体系を設定していくところにおいては、このシフトが庁舎型の勤務のほかに朝出2つと夕方から3つありますけれども、職場の意見で、それぞれ職場に合った組み立てを職場の皆様の総意で組み立てていくのかどうか。そこを教えてください。

○黒田人事課長

全職場が対象かというところであれば、職場の中で、例えば夜、地域の会議があるとか団体の会議に出ることがあれば、その発生する職場については対象になりますので、そういう点では、広く言えば、全ての職場でそういう業務が発生すれば対象になると考えてございます。

シフトの考え方の設定でございますが、基本的には超過勤務も職務命令でございますので、事前にシフトを設定する前に、各所管に、どういった時間帯で事業をやるかというところを集約しまして、一定程度、わかりやすいようにということで、遅出は1時間ということに設定するという形で設定しております。そういった意味では、各職場の実情を勘案して、制度として運用するものでございますので、少しわかりやすい形に整理するものでございます。

○飯沼委員

集約されたというところにおいては、各職場で全然実態が違います。あと、職員が少ない職場では、シフトを組むのはなかなか厳しいと思うので、そういう職場ごとに違ったところがきちんと議論をされて、集約をされてやっていくのかどうか。そこを心配しているのが1点。

あと、多分、組合と協議がされていると思うのですが、組合から出されている意見があつたら聞かせてください。

○黒田人事課長

少ない職場というのは、ご指摘のとおり、人数の少ない職場で、全員が今日夜、会議があるからといってシフトを組むというわけにはまいりません。庁内に実施の周知をしておりますが、職場の運営上、支障のない範囲で、最大限効果が出るようにシフトを組んでもらいたいということですので、当然、少数職場ではシフトを組まずに、超過勤務で会議に対応するというようなことも今後もあろうかと思えます。シフトを活用して、できる限り効果を上げていきたいと考えているものでございます。

組合からの意見ということであれば、シフトを強制的に適用して、不払い残業というものが発生しないようにというところでは、組合との協議の中では意見として出されているところでございます。

○飯沼委員

目的のところに労働時間の縮減および働きやすい職場づくりを目指すということで、本当に超勤、時間外のところの対応をしないで済めば、それにこしたことはないですけども、どうしても発生してしまうような必要な超過勤務については、多分、従来どおり認められていくのでしょうか。そのところが1点。

あと、私も保育園に長く勤めていたので、シフト勤務は本当に大変です。維持をするのはものすごく大変ですし、本来、1つの勤務で済むのだったら人員は十分だと思うけれども、それを前に引っ張ってきたり、後ろに引っ張ってきたりしたら、必ずどこかが手薄になるのです。だから、例えば朝の勤務で早く出たら、夕方、人がいなくなる。また、その逆もあるというところにおいては、時間外の労働が減るのは大歓迎なのですが、やってみたら人が足りないというところも実際、明らかに出てくると思うのです。そういった面で、必要などころにはやってみて、必要などころには職員の配置をしていく、そういう検討もしていけないと、超勤を減らして働きやすい、健康を守っていく職場にはならないと思

うのです。だから、ぜひ、その点においては、必要などころには職員の配置もしていくといった考えを持っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長

まず、正規の勤務時間前後に発生する超過勤務ということでございますが、これはあくまでも所属長が、夜、勤務が必要だということで設定するものでございます。例えば、想定よりも会議が後ろに伸びたということであれば、その部分は超過勤務になろうと思えますし、前後の前ということで、シフトの前に来た部分が超勤になるということは考えにくいのですが、基本的にシフトに合わせて勤務をしていただくということを想定しているものでございます。

職員の配置につきましては、今回はあくまでも弾力化ということでございますので、基本的には現有戦力で工夫して、超過勤務を減らしていこうということでございます。10月からは試行という形で、年度末は繁忙期でございますので、なかなか繁忙期にシフトを組むと支障が出るということもございます。そういった繁忙期のシフトの使われ方等も検証しまして、シフトの時間を変更したら、もっと効果が上がるのではないかとということで、シフトを組んだら新たに人を配置するというのではなくて、まずは工夫を図って、労働時間を縮減して、労働時間の適正化を図っていくところにまず取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○飯沼委員

所属長が超過勤務を設定するというのは、もちろんそうですけれども、だから、働いている皆様の声や働きやすさを十分、所属長が意見を聞いて考えていただきたい。特に、いろいろな職場があるのですけれども、よく対外的に地域の説明会などに出かけて行って、夜、遅くなる職場もかなりあるのですが、その人が夜、必要だからと後ろにずらしたからといって、午前中の部分をやらなくて済むという状況ではなく、恒常的にある仕事はこなしていかななくてはいけないというところにおいては、シフトでずらせば超勤がなくなって済むという問題ではないと思うのです。

そういった面では、各職場はそれぞれ違うと思うので、10月試行ということなので、ぜひ、試行をやった後に、十分、具体的などころの意見を聞いていただきたい。超勤が多いというのは、もともと仕事量に合わせて人員が足りないということなのです。やり方が下手だから超勤になってしまうのではなくて、大もとのところで仕事が多いところを認識して、各職場、一つ一つ点検をして、必要などころには人を配置する。その姿勢がないと、職員の健康を守るというところにはならないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長

区民サービスや要望への対応を所管しているところでは、業務が発生するということはあるのですが、ただ、そういった中では執行体制の工夫を図りまして、内容によってアウトソースできるものはアウトソーシングするとか、こういった勤務時間の弾力化も使いつつ、さまざまな工夫を図って長時間労働を縮減していくというところに取り組んでまいりたいと考えてところでございます。

○飯沼委員

最後になりますけれども、超過勤務をなくすところばかりに力が入っているような気がします。私は、一番には、働きやすい職場、職員の命を守るという立場が大事だと思います。私は、一般質問のところでも、保育課の職員の残業を聞きました。私、本当に驚きました。特別な事情があったにしても、それにしても、1人年間1,510時間も超勤しているなんて、過労死ラインの2倍なのです。こういうのは聞かなかつたらわからない。放置しているとは言いませんけれども、よく命が守られて、よかったとい

う思いで私はいるのです。区民にとってよい仕事をしていくために大事な職員の状況、命を守る、人事課長におかれましては、特にそのところをきちんと捉えながら、アウトソーシングなんて言わないでください。弾力化していきますなんて言わないでください。しっかり仕事をきちんと認めて、足りないところは人手を配置するという考えをぜひ持っていただきたいと思います。最後ですが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長

今ありました保育課につきましては、平成28年度、業務が立て込んだということはありますけれども、平成29年度は定数の中で3人増ということで、職場にはきちんとした手当をするということと、職員の健康を守るというところでは、超過勤務時間が月間80時間を超えるような場合については、産業医の面談も含めて、健康管理も適切に行っております。そういった中でも、どうしても業務の多忙な時期が出てきてしまうところもありますが、そういったところは健康管理に十分所属長を含めて留意しながら、工夫を図って対応してまいりたいと考えているところでございます。

○須貝委員

今回の弾力化の勤務時間ということですが、超過勤務を減らすということは、今、働き方改革で、国も推進をしております。それがイコール職員の健康管理につながっていくのではないかと私は思います。そして、働く人も、これはうまくいくと思っただけの話ですが、弾力化、時間のシフト、勤務シフトがこういう時間帯で選んでいくようならば、それぞれご家庭のこと、また、それぞれ諸事情で早く帰らなければいけない、または、遅く勤務しなくてはいけない用事があって勤務時間を遅らせてくれと、そういうことに関しては柔軟な、弾力化された働き方は、私はいいと思います。

そしてまた、さらに、先ほども区民サービスということがございました。今、区民の方も、働く時間、勤務時間が、早朝から働いて早く終わる方、それからまた、遅出の出勤をして、会社に遅くまで残る方、本当に働く職種が多様な構造になっております。

ですから、それに対して、逆に助かる、区民サービスを皆様に利用していただける、そういう時間帯もある意味で増えるのではないかと期待も見えますので、私はいいのではないかと思います。その中で、また問題点があれば改善して、また考えて、運用していけばいいのではないかと考えます。

○石田(し)委員

弾力化を実施するというところで、目的のところ、恒常的な業務が発生する職場等においてと書いてある。これは、今、須貝委員も少し触れていましたが、個人的な用事が何かあって、例えば遅目の出勤にしたいというのは、今回、目的を見る限り、それはできないと感じてしまったのですが、その辺はどうなっているのか教えてください。

○黒田人事課長

今ご指摘いただきました個人の都合の場合ですが、今回の弾力化では、業務の都合でなければシフトを設定しない形をとっております。これはなぜかと申しますと、個人の都合ですと、例えば朝、皆様、都合が遅いほうがいいというところ、朝の体制が弱くなるというところがあります。今回の弾力化で職場体制に大きな影響を与えないというところでもありますので、個人の都合を広く認めると、フレックスタイムに近くなるという形があるのですが、都でフレックスタイムの試行はしたみたいなのですが、なかなかサービス管理が難しいという課題もあります。今回の弾力化については、1日の労働時間が7時間45分というのが一応、規定の時間なのですが、それを超えて拘束する時間については、業務なので、短くして後ろへずらすとか前へずらすという形をとりまして、個人の都合でシフトを組むというのは、現段階

では想定していません。この弾力化の中では、効果をどう見るかというところをしっかりとこれから見ていくところがございます。

○石田（し）委員

働きやすい職場づくりなのであれば、個人の用事というのは、ただ単に、本当のプライベートの用事ではなくて、例えば介護だったり子育てだったり、そういった環境の人たちが働きやすい環境を行政にはしっかりとつくっていただきたいという意味で、時差出勤を提案しているわけです。別に、ただ夜、早く飲みにいきたいから早く退社したいとか、僕はそういう話をしているわけではないのです。今回の弾力化が第一歩だと思って歓迎をいたしますけれども、ぜひ、そういった子育て、介護等の、働き盛りの方たちの働きやすい職場の環境づくりという観点では、そういった時差出勤等、フレックスタイムも含めて、今回の弾力化を見て、検討をさらに進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 南大井文化センター他 1 施設外壁改修その他工事請負契約

○伊藤委員長

次に、(5) 南大井文化センター他 1 施設外壁改修その他工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、報告事項の(5) 南大井文化センター他 1 施設外壁改修その他工事請負契約についてご説明いたします。

本件は、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。

お手元の経理課資料をご覧ください。契約の方法は制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、2ページの調書に記載のとおりでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め1億2,266万6,400円、契約の相手方は圓山建設株式会社、代表取締役圓山和秀、支出科目は平成29年度一般会計、工事の概要ですが、3ページの概要書があります。工期は平成30年2月28日、4の工事内容は南大井文化センターと大井第一地域センターからなる当該建物の外壁および屋上防水の改修、その他、非構造部材の耐震化改修などがございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

南大井文化センターということで、印象的にはかなり古い建物と思っているのですが、築何年たっているのか教えていただきたい。それから防音の工事とかは今回は入っていないのかどうか。あと、工事内容を見たら、壁の塗り替えが入っていないのですが、外壁と床だけで、壁はそのままなのでしょうか。ちょっと気になったので教えてください。

○小林施設整備課長

まず1点目、築43年です。それで、壁等については、まず内部の床のフローリングの張り替えでございませう。あと、今お話があったように、外壁の塗装のし直しと、あとは防水でございませう。防音は、今回、要求はなかったものですから、床のフローリングの張り替えだけでございませう。

○飯沼委員

築43年ということですが、建物はしっかりして、耐震は大丈夫ということだす。あと、要求がなかったということなのですけれども、どこに要求がなかったのか。利用されている方は、音が抜けて、防音をやってほしいという声を私は聞いたのと、あと、フローリング、床の張り替えのみで、特に壁は要求がなくて、まあまあきれいだから、そのままいいということなのですか。

○小林施設整備課長

今、室内のお話なのですけれども、室内については、床の改修の工事でございませう。外壁の改修というのが、いわゆる外壁の塗り替えでございませう。耐震は済んでおりますので、構造的にはオーケーでございませう。

○飯沼委員

床はきれいになっても、壁が塗り替えにならない。改修工事だ、地域の方にもご不便をおかけして、使えない時期があったりして、いざ、でき上がりましたといったときに、壁だけ従来どおりだと、汚れが余計目立つ。なぜ、セットになってきれいにならないのかが、私は不思議というか、壁だけ塗り替えないで残していくのはなぜかという疑問なのです。よほどの理由がない限り、セットで一緒にやっていただきたいという思いで質問をしておりますので、よろしくお願ひします。

○小林施設整備課長

今回のフローリングの床の改修というのは、全部で3カ所程度やりますけれども、一つ一つ、その部屋の使用をとめて工事をします。今回は、床を除く壁と天井については、比較的、まだきれいだということで、それとあと、その部屋のクローズ時間をなるべく短くして、利用を再開したいという一番の目的もありましたので、今回、そういう工事内容になっているということだす。

○飯沼委員

最後になりますけれども、館の判断もそうだと思いますけれども、所管のところにおいても、壁は今回、塗り直さなくてもいいのではないかという判断のもとに計画が立てられたという理解でよろしいのでしょうか。

○小林施設整備課長

そのとおりでございませう。

○石田（し）委員

今のに関連するのですけれども、以前、荏原文化センターのときに、結構、大規模な改修工事をやられていて、一部がきれいになっていて、中を見てみたら、そのままのところ結構あって、随分、差が出てしまつて、飯沼委員が言ったみたいに逆に目立ってしまった、もったいないと思うのです。確かに、その時々本当に必要なものなのかどうかという判断も、これまた必要かと思ひますけれども、その観点は意識をしてもらったほうが、区民の方が見たときに、せつかくやったのに、何でここだけ残したのかというような思ひも、中にはそういった声も聞こえてくるので、ぜひ、その辺は、今後、1つの判断基準として持っていただければと思ひます。

○吉田委員

今の壁については、まだ、そこまで至っていないという判断をされたということだす、一方で、建

具については改修工事が31カ所ということなのです。建具の31カ所というのは、事例を挙げていただくとイメージしやすいのですが。

○小林施設整備課長

こちらは、外壁に面しているアルミサッシなのでございますけれども、開閉にちょっと支障があるところが31カ所ありましたので、そちらについては取り替えをする予定で、外壁と一緒に工事をするのがメリットが大きいものですから、今回入っているところでございます。

○吉田委員

今のご答弁はよく理解できました。サッシについては外壁と一緒に効率的ということで理解したのですが、具体的にどの工事のときと記憶できていないので、あやふやなのですが、基本、こういう工事のときは、それなりに、その施設の状況をとめたりしなければいけないので、過去に、たしか、全体としては耐用年数を超えたので工事をするのだけれども、そういう機会と一緒に工事をしたというようなことがあったと思うのです。そういう柔軟な判断というのは、私としても、ぜひ今後、求めていきたいと思います。今度、それが必要になったとき、そのためだけに、またその施設の利用をとめないといけないことがあるのであれば、その点については、少し早いけれども一緒にやって、施設の利用の不便さをなくすという考え方もあっていいと思います。それぞれ具体的に判断していく必要はあると思いますけれども、その考え方は、今後、取り入れていただきたいと思います。これは要望です。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 所管事務調査

公務員制度について

～公務員制度における外部人材等の活用について～

○伊藤委員長

次に、予定表4の「所管事務調査」を議題に供します。

本日は、今期の委員会で決定いたしました調査項目について、公務員制度について調査を行います。

今回は、公務員制度における外部人材等の活用についてを主題として、本区の現在の取組み区分や先進自治体の事例について説明をお伺いし、行政視察に向けた現状の把握の視点も含めて、各委員の理解が深まるよう調査研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、公務員制度における外部人材等の活用についてご説明いたします。

都区の職員、いわゆる地方公務員は、運用に関しまして、地方公務員法に定められております。常勤職員は一般職に区分されまして、職員の採用にあたりましては、特別区では特別区人事委員会の行う競争試験および選考、また、特別区人事委員会から任命権者に委任された選考などを経て任用されることとなります。

資料をご覧ください。

1、外部人材の登用でございます。外部からの専門的知見や経験のある方を常勤職員として登用する制度といたしまして、(1)派遣でございます。こちらは、警察、消防や、ほかの自治体などから法令に基

づいて職員を受け入れるものでございまして、自治法派遣と呼ばれる制度でございます。自治法派遣は、地方自治法の規定に基づきまして、派遣元と派遣先の協議により職員を派遣する制度でございます、職員は派遣元を退職するのではなく、派遣元と派遣先の両方の身分を有することになります。

次に、(2)特別法による任期付職員採用でございます。地方公務員の採用につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、高度で特定の専門的内容になりますと、職員だけでは対応が難しい場合もございます。こういった高度な専門的な知識経験、または、すぐれた知見を一定の期間、活用して、業務の遂行に特に必要な場合について、条例により任期を定めた職員を採用することを認める、地方公務員法の特例を定める法律が平成14年に制定されました。特別区では、平成16年度より、任期付職員の採用について制度化しているものでございます。

2、一般職の任期付職員の採用に関する条例でございます。品川区におきましても、平成19年に条例を定めまして、一般任期付職員採用について制度化いたしまして、せんだっての平成29年第1回定例会におきまして、資料の表の右側にあります4条任期付職員の採用に関して、条例を改正いたしました。

表の左側の一般任期付職員でございますが、採用することができる場合といたしまして、①専門的知識経験を有する職員の育成に相当の時間を有する場合、②急速に進歩する技術などの専門的な知識経験を活用することが一定の期間に限られている場合など、一定の期間内に専門的知見を即戦力で活用して、課題解決に当たるような場合を想定しているものでございます。

職員の任期につきましては、5年を超えない範囲となっております。

表の右側の4条任期付職員でございますが、こちらは、採用できる場合といたしまして、①一定期間に業務の終了が見込まれる場合、②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合などを想定してございます。

職員の任期は原則3年でございますが、条例におきまして、あらかじめ3年を超えて従事させる必要がある場合につきましては5年ということを決めているものでございます。

特別区におきましては、この4条任期付職員を採用できる場合といたしまして、マイナンバー制度対応業務、オリンピック・パラリンピック関係業務に限っているものでございます。

資料の裏面をご覧ください。いずれの任期付職員につきましても、人事委員会に対しまして採用計画を提出し、承認を得る必要がございまして、この承認が得られませんか、採用することができないということですので、任期付職員については、自由に採用するという制度にはなっていないというものでございます。

また、任期付職員につきましても、任期の定めのない職員、一般の職員同様に、守秘義務、営利企業などへの従事等の制限など、服務規定の適用を受けることとなりますので、民間出身の任期付職員でありましても、任期中は、自身が在籍していた企業との関係についても、営利企業などへの従事制限等の服務の規定の対象ということになりまして、公務員としての服務規定の適用を受けるものでございます。

3番の23区における採用実績でございます。採用の状況について、いろいろ調べたのですが、全てが公表されているものではございませんでしたので、記載のものが全てではございませんが、報道等で知り得たものなどを記載してございます。大田区では、産業経済部観光政策担当課長、これは今は組織名称が変わっていますが、このときに最初に観光関係の任期付の課長を有したと伺っております。総務部の防災計画担当課長。渋谷区の総務部男女平等・ダイバーシティ推進担当課長は、最近はマスコミ等でも報道されている方でございます。葛飾区の総務部副参事、法規担当は、この方は弁護士資格を持つ

ていると伺ってございます。練馬区の区長室副参事、広報戦略担当は、この方は広告代理店勤務である
と伺っているものでございます。品川区におきましては、平成20年度から平成24年度に用地担当課
長等の方を採用いたしまして、災害対策担当部長につきましては平成27年度より任用しているもので
ございます。

4の新たな行政課題に対応するための民間における取組みの活用の検討ということで、これは職員採
用ではございませんが、外部人材を採用するというのではなく、民間での取組みを新たな行政課題の
解決のために、こういうものが取組まれております。(1)の働き方の見直しといたしましては、昨今、テ
レワークというのが取り上げられております。いわゆる在宅勤務であります。東京都では今年度4月
より在宅型テレワークを試行で導入したと伺ってございます。内容といたしまして、30ほどの職を選
定して、各職場1名程度が在宅で勤務を行うと聞いてございます。

(2)の民間スタイルの導入といたしまして、フリーアドレスでございます。こちらは、決まった自分の
席を持たずに、事務作業をするためのパソコンを持って、勤務する場所を自由に移動するというもので
ございまして、実際の例が見つからなかったのですが、総務省行政管理局においてオフィス改革の試
行的取組みとして一部導入しているところでございます。

テレワークおよびフリーアドレス等、品川区での実施にあたりましては、区の業務につきましては、
窓口業務が多いということがございまして、窓口で区民の方に来ていただくこととなりますので、どう
しても、業務上、固定しなければならないという事情がございます。

また、業務に使用する情報は、基本的に個人情報になりますので、申請書や各種台帳等の各所属で決
められたキャビネット等に保管している中で、窓口での対応を行うということになりますと、なかなか
自由に移動して勤務することは難しい状況になります。

また、テレワークやフリーアドレスにつきましては、基本的にネットワークに接続したパソコン等を
持って移動して仕事をすることになりますので、その通信ネットワークについて、庁内のネット
ワークに外部からアクセスする必要もございまして、情報セキュリティ上の課題がある場合と考
えてございます。

また、テレワークやフリーアドレスにつきましては、勤務場所が自由化されるということになります
と、職員の勤務状況を把握しにくいことがありまして、サービス管理上の問題もあるということも、都のテ
レワークの仕組みの中で伺っているところでございます。

これらにつきましては、さまざまな情報を集めつつ、今後も研究が必要と考えているところでござい
ます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

23区における採用実績例だけ見ていたのですが、もし、何か具体的に、こういう採用をした結果、
こういうような成果が上げられたというような事例がわかれば、1つでも2つでも、教えていただけま
すか。

○黒田人事課長

それぞれの事例について把握しているものではございませんが、例えば練馬区の広報戦略担当の方は
広告代理店の方だったということで、報道等でも取り上げられて、広告代理店での知見を活かして、い

ろいろな広報戦略に取り組んでいると伺っております。それが直接、練馬区の広報戦略にどのくらい寄与しているかというところまではわからないのですが、こういった方を採用することで報道等に取り上げられる側面はあると感じてございます。

○吉田委員

さっきの渋谷区の例もそうですけれども、今は、わりとこういうことが始まったところで、ちょっと何か成果があるとメディアにも取り上げられて、特に広報戦略なんていうと、そういう効果があると思います。今後、こういう採用をしていくことはいいと思うのですが、どこかで点検、効果測定、そういうことも同時に進めないといけないと思います。これはぜひ、このように進めていただきたいと思いません。

それから、働き方の見直しも、これもわりとテレワークなんていうのはメディアでも取り上げられていて、その報道の範囲で言うと、そういう自由な働き方というのがいいと思ってしまうのですけれども、一方で、何か課題というのも必ず出てくると思います。本当にこれが働きやすい仕組みになるのか、それから、こういう採用をしたことで実績が上げられてきているのかということは、もちろん点検されると思うのですけれども、今、品川区としても、点検ということであれば、どのように考えていらっしゃるのか。その辺だけ教えてください。

○黒田人事課長

まず、任期付職員の採用につきましては、期限が限られていて、人事委員会の承認を得る必要があることとございますので、あまり自由にできない部分もございます。そういった意味では、真に専門的知識、経験を有する職員が必要だということで、そういった場面があれば、こういった制度も活用できるというところで、制度ありきということではないと考えているところでございます。

テレワークにつきましては、都の実施状況を伺ったところでは、今回の試行の中で、業務内容は書類の作成とか集計処理、企画書取りまとめなど、比較的、パソコンで簡単にできる業務だけに限ったものだ。要は、自宅で通信回線を使って、職場のネットワークに入るとなると、なかなかそういった仕事ができないとなりますと、勤務時間に対する仕事量の成果という中で、テレワークを拡大して成果を上げるというのはなかなか難しいところもあろうかと思えます。この辺は、技術的に難しい面もありますし、職員1人が行う業務の成果も求められると思えますので、今後も研究が必要だと思っているところでございます。

○吉田委員

一般職の任期付職員の採用に関する条例のところでも、こういう人材の登用ということが必要なのかと思いつつ、働き方としてはどうなのだろうか、本当にそういう働き方でよいのかということについては疑問を覚えることが多々あります。4条の任期付職員のところでは、ネットは反対したのですけれども、全体として、制度としてはすごく有効に見えても、最終的に働き方として、結果的にどうなのかとか、実際にこれを目指したけれども、その結果、そのとおりの成果が上げられているのかというのは、これからも丁寧に点検を進めながらやっていただきたいと思えます。これは要望にとどめますが、よろしく願いいたします。

○石田(し)委員

まず、任期付職員はぜひ積極的に取り入れていただきたいと思えます。なぜかという、一般任期付職員の②のところにも書いてあるのですが、今、急速にいろいろ物事が動いている世の中で、一定の専門的な知識を持っている方でないと、それこそ民間にも追いついていけないような仕事というのが、今

後、行政の仕事にしても出てくると思います。ぜひ、積極的に専門職の方を取り入れていただきたいと思いますが、まず、その点、区としての考えを教えてください。

新たな行政課題に対応するための部分で、テレワーク等の話が出ていますが、テレワークとかの話をする、そういう働き方はいいものなのかみたいなことに議論が行ってしまうのです。テレワークは自宅で働けるからいいというだけではなくて、実は、例えば育休とか産休をとられている方が復帰をするときに、例えば1年、2年たって、急に職場に復帰しても、一、二年のブランクがあって、なかなかすぐに適応ができないというのがあったりするのです。例えば、自宅で子育てをしている間に、少しずつ職場の今やっている仕事は何なのかというのをわかるように、なれるようにやるというのが、1つのテレワークの意味なのです。何でもかんでもテレワークとかフリーアドレスという、今どきの働き方で、行政に合わないとか、いろいろ言われますけれども、逆に、行政に合うものを行政ができればいい話であります。

例えば外で働くにしたって、全部の仕事に個人情報がついているのかといたら、そうではないわけだし、一定の仕事に関しては、そちらでできるものはやってみましょうみたいなことをやっていかないと、今後、どんどん民間との差が出てきてしまって、今はいいかもしれないけれども、今後、公務員の働き方もある程度、本当に真剣に考えていかないと、人材確保に対しても、なかなか難しくなってくる。

今の若い子たちが、今のシステムの中で、本当に公務員になりたいと思ってくれるかと思ったら、今は例えば安定を求めている方、いろいろな理由の方たちがいて、人気があるのはわかっていますけれども、今後、そのまま、そういう人気を担保できるかと思ったら、僕は微妙だと思うのです。ただ単に働き方というだけではなくて、福利厚生まではいかないですけれども、もう一つの側面もあるというのをぜひ理解していただいて、積極的にこういうことに関しても検討を進めていっていただきたいと思えますけれども、改めて、その辺についてもお考えを教えてください。

○黒田人事課長

まず、1点目の専門的知識を有する職員、急速に進歩する技術などの対応というところでございますが、特別区の採用ですと、経験者採用で、40代半ばぐらいまでの方も一定程度、経験者ということで採用する仕組みもございます。当然、一般職員からということになりますが、こういう一般任期付職員で、管理職として採用することも、制度としては設定しているところでございます。

ただ、先ほどの資料の説明で申し上げましたが、採用されますと公務員になりますので、専門的な知識が特定の会社のテクノロジーということでありますと、外部の会社を使って活用したほうがいいのか、公務員として、内部の職員とやったほうがいいのか、いろいろなさまざまな課題の対応の仕方があろうかと思えます。それにつきましては、内容によっては、いろいろ対応の仕方があると考えていますので、課題解決のために制度の活用ができればと考えてございます。

2点目のテレワーク等でございますが、民間企業ですと、成果を上げるためには、どの場所で働いてもよいみたいなところも企業文化としてあろうかと思えます。育休につきましては、品川区ですと資生堂がたしか開発しているWiWiW（ウィウィ）という育休復帰プログラムを、今、育休に入る職員については利用するというところを確認しまして、自宅から少しパソコンを使うみたいなところもやっています。また、セキュリティ上のところが担保できれば、区の中の事務連絡とか業務連絡みたいなものが自宅でも見えるようなことができると、ブランクを感じないような仕組みというところもあろうかと思えます。まずは、情報セキュリティを含めて、技術的に対応できるかという部

分に加えて、今ご指摘があったような、比較的、やりやすいところでできれば効果があるのではないかとということも含めて、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

○石田（し）委員

とてもお気持ちは理解をしますが、例えばテレワーク1つとっても、セキュリティといつもおっしゃいますけれども、民間企業がやっている業務でセキュリティが甘いのか、それとも行政が本当にどこにもまさるようなセキュリティを使っているのかといたら、民間企業だって、それこそ、例えば銀行とか1つとったって、相当のセキュリティをかけてやっているわけです。セキュリティと1つでくくって、だからできないのだというのであれば、どこの民間企業だってやれていないわけなのです。その辺をぜひ、情報推進課とも連携をしていただいて、どういったセキュリティシステムを導入できるかも含めて検討して、セキュリティというだけで一步引いてしまうようだったら、こういうものは進んでいかないと思うので、ぜひ、その辺は考えていただきたいと思います。

それと、任期付職員の件ですけれども、1つの企業の方のノウハウをと言いますが、例えば、簡単に言えば、電通に委託をすれば、電通のノウハウで物事が進んでいっているわけであって、それは一緒ではないですか。ですので、別にそれは外部に委託をしようが、内部で採用して、その人からノウハウをもらおうが、そこまで変わりはないわけです。ただ、逆に、外に委託してしまうと、もう任せっきりになってしまう部分があるけれども、中でやっていただくと、その職員の人たちの刺激にもなるわけです。その専門的な知見を持った方と一緒に仕事をして、一緒の取組みをやっていくことによって、その職員の育成にもつながっていくという、そういった観点もぜひ持っていて、こういったことに関しては積極的に取り組んでいただきたいと思います。これは要望で終わりますけれども、よろしく願います。

○飯沼委員

3のところ採用実績例があるのですが、品川区の場合は、このお2人だけということなのでしょう。そこをもうちょっと教えていただきたい。

あと、2のところ条例が書かれていますけれども、2条のところは専門知識、経験を有する職員ということで、本当に貴重な人材、どこにでもいる人ではなくて、知識を有効に使っていくという意味において、まれな経験とか専門的な知識を有効に使っていくという意味で2条には書かれています。すぐに自治体で育てることができない部分の力をかりるといって、かなり限られた、厳しく条例的にはそううたっているし、4条のところの備考のところには、一般職層に任用できる業務とあります。これに関しては、本当に短期間、一定の期間で限られて業務が終わったり、極端に多く発生するところに非常的に充てる人員というところにおいては、2条においても、4条任用のところにおいても、かなり限定をしているという捉え方をまずきちんとしていращやると思うのです。

まず、労働基本法で雇用といったら安定雇用、本来だったら正規で任期のないもの、任期を限ってやめていただくのではなく、任期をなくして、安定して、経験を豊かにしていただいて働くというのが、私は公務労働の基本であると思うし、そういった中でセキュリティ、安心、安全の区民の情報をきちんと守って、いい仕事をしていく。基本であるがために、条例でこうやって厳しく書かれているのだと思うのです。

そういった面で、きちんこここの条例の範囲を守っていく姿勢があるのなら、そう簡単に、どんどんこういうものを使っていくという方向にはならないと思うのです。そこが大もとの基本であると思うのですが、まず、そここのところはいかがでしょうか。

○黒田人事課長

まず、1点目の、区ではこちらの採用実績なのですが、一般任期付職員ということであれば2名でございます。育休のときに育休任期付という、別の制度がありまして、これは毎年のように採用してございます。一般任期付職員については2名でございます。

2点目のこの制度に関してのことでございますが、この一般任期付職員の採用については、特別法に定められた制度でございますので、逆に言えば、こういった課題を解決するために制度ができたというところであれば、必要な課題を解決するためには制度を活用すべきと考えてございます。まずは、こういった形で課題を解決していくかという中の、これもツールと申しましょうか、手法の1つではないかと考えてございます。先ほどの中で、委託でやる場合がなじむ場合もあろうかと思えますし、こういった形で経験がある方を任期付で採用する場合も効果があろうかと思えますので、さまざまな課題を解決するためにどうやった手法を活用するかという視点で、さまざまな工夫を図ることが必要ではないかと考えているものでございます。

○飯沼委員

規制緩和でさまざまなツール、選択肢ができていくかと思うのですけれども、仕事を一生懸命されて、長く続けたいという方に関しては、4条のところの3年を超えない範囲内は、結局、2年11カ月、3年手前で任期が切られてしまう。せっかく働いて、蓄積をした経験を持って、やめざるを得ないという状況もかなりあると思うので、雇用の安定を自治体が率先して、規制緩和の波が押し寄せてきてはいますけれども、働く人の立場もしっかり守っていく、労働環境をよくしていくという立場が実際にはあると思うのです。これは要望ですけれども、規制緩和だからといって、短期間の職員を雇用して、首を切るようなことはあまりしていただきたくない。そこが規制緩和の最たるものだと思うのです。任期付なんていう、こういった名前は私はおかしいと思います。よろしくお願いします。

○あくつ副委員長

採用実績例で、渋谷区などは今、当事者の方だということで、さまざま取り上げられている部分があって、新しい取組みも、最近、報道でよく見ます。また、練馬区の広報戦略については、たしか博報堂の方がなっていて、以前、議会でもこれについて質問したこともあります。

あと、ここには載っていませんけれども、先ほど出た坂井市、また、その前職は相模原市でも同じシティプロモーション担当でやっていたと思うのですが、マクドナルドの広報の部長だったし、大手の企業の広報の部長だったということもあります。もちろん、いい話もありますし、悪い話もあると思うのです。趣旨としては、前に申し上げたのは、まさにここにあるとおり、一般任期付職員で、急速に進歩する技術などの専門的な知識経験を活用する。CIO補佐官という、チーフ・インフォメーション・オフィサーの補佐官ということで、首長の補佐官みたいなものを杉並区は導入しているということで、提案をさせていただいたこともあります。

先ほど石田しんご委員とのやりとりの中で、そのとおりで思ったのが、個人で、外部の方、民間の方を雇用する場合に一定の可能性がある。ただ、今回のシティプロモーションサミットに関しても、また、シティプロモーション事業に関しても、委託事業として行っているというところで、サミットの内容をしっかりと見届けたいと思っているのです。

区役所にとって、得手不得手の部分というのはある。もしくは、一層、力を入れなければいけない部分もある。葛飾区は弁護士を雇っているというのは、おそらく何かそこに問題があるのだろう、法務関係で問題があるだろうということやってきていると思うのです。

そういうところでは、先ほど課長からもご答弁がありましたけれども、同じ答弁になるかもしれませんが、これはないのだということではなくて、事業の今必要なものを見きわめて、法制度があるのですから、しっかり研究を進めていっていただいて、選択肢に入れてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黒田人事課長

今ご指摘いただいたとおり、繰り返しになりますけれども、課題解決のためにどういった手法が適切かということもあります。課題の種類ということもあると思います。例えば、今、ご質問にもありましたが、葛飾区だと法規担当で弁護士を雇用していると伺っていますが、聞くところによりますと、弁護士は専門分野がありまして、刑事が強いか民事が強いか、例えば虐待相談を専門にやっている弁護士という方もいらっしゃると思いますので、そういった意味では、1人の弁護士を雇用することがいいのか、専門性を踏まえて、同じ分野でも、さまざまな切り口があると思うとございます。

これは今、法の業務の例を出しましたが、情報セキュリティの部分も、そういった意味で、どういふふうな課題があって、その課題の解決のために、例えば、こういった任期付職員の採用ということも検討したほうが課題解決の手段として有効になるかということも含めて、さまざまな観点から判断した上で、あくまで制度でございまして、ツールの1つということでもありますから、そういった観点で、さまざま工夫を図っていく必要があると思っているところでございます。

○須貝委員

今、外部人材の活用ですが、自治体というのは個人情報を持っているということで、そこには細心の注意を払わなければいけない。かといって、外部に、民間企業でもいい人材がいて、品川区が必要と思われる人がいれば、それは採用するのか、その人の意見を聞いて、情報を得て、その事業に協力してもらおう、一緒にやっていくというのも、さまざまな手法があると思います。それは本当に区のほうでも、皆様で考えて、取り入れるのかどうか、さまざまな場面、場面で適切な判断をして、採用する云々を考えていけばいいのではないかと私は思います。

○伊藤委員長

ほかによろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

6 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○伊藤委員長

次に、予定表5の前に、予定表6「その他」を先に議題とします。

初めに、(1) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、このとおり申し出ることとします。

(2) 委員長報告について

○伊藤委員長

次に、(2) 委員長報告についてでございますが、議案審査の結果につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○伊藤委員長

次に、(3) その他でございますが、何かございますか。

○安井選挙管理委員会事務局長

私からは、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙年代別投票率についてご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしました資料をご覧ください。平成29年7月2日に執行いたしました東京都議会議員選挙の年代別投票率についてご説明させていただきます。

年代別投票率としては、18歳が50.8%、19歳が36.72%となっており、10代の投票率は43.60%となりました。以下、20歳代が28.25%、これは一番投票率が低く、18歳と比べて22.55ポイント減、19歳と比べて8.47ポイント減であって、30歳代以降は再び上昇傾向に転じまして、60歳代が69.61%と最も高く、70歳代以上は、100歳を超える方も含んでおりますので、若干下がっているという傾向でございます。

また、男女別ですけれども、70歳以上以外は女性のほうがいずれも投票率が高くなっております。前回なかった10歳代は別として、前回の都議会議員選挙と比べまして、いずれの年代でも投票率は前回の都議選を上回っております。前々回の都議会議員選挙全体の投票率については、品川区は前回は42.72%で、9.28%のアップということで、全体的にはアップしているのですけれども、40、50、60代、いずれも11ポイント以上上昇しているということでもございました。

先日、20日なのでございますけれども、東京都の速報値が発表されましたが、比較しても同様の傾向で、やはり20歳代が一番投票率が低い状況にあります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

ほかに何かございますでしょうか。

ほかにないようですので、以上でその他を終了いたします。

5 行政視察について

○伊藤委員長

最後に、予定表の5「行政視察について」を行います。企画部長、総務部長および区議会事務局長のみお残りいただき、ほかの理事者の皆様は、どうぞ、ご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、行政視察についてを議題に供します。

お手元の行政視察についての資料をもとに、視察先の概要について理事者より簡単に情報を提供していただき、その後、視察における調査事項など、ご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、今回の同行理事者は中山企画部長との報告をいただきましたので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、視察先調査項目順にご説明をお願いいたします。

○榎本総務部長

それでは、私から、民間人材の活用による都市創造デザインということで、「デザイン都市神戸」の関係と、あと高松市の危機管理の説明をさせていただきます。

まず、資料、神戸市でございますけれども、1枚目に神戸市長に話を聞くという資料があります。民間人材の活用ということで、神戸市長のほうで、こういうインタビュー記事になっていますけれども、外部人材、中ほどです。「神戸市はどちらかというとモンロー主義だったと思います。原則として、神戸市役所の職員が仕事を担っていくということで、それが悪いことだとは思いません。ただ、震災から20年以上が経過し、神戸市が新しい行政課題と向き合っていく上では、市役所の皆様のパワーを中核に据えながらも、外部人材が非常に重要だと考えている」という形でございます。

その下でございます。そこでまず、市役所の中に民間出身のCIO補佐官、情報統括責任者補佐官を置いたという形です。まず、このCIO補佐官につきましては、公募をかけて、非常勤という形で勤務をしている形です。今、勤務されている方は、木村さんという54歳の方とインターネットには出ておりました。

その2つ目、さらに、民間出身のITの専門家を情報システム専門官課長級に任命していますということで、こちらはやはり公募で、任期付職員の課長級として採用されている方で、やはり木村さんという方、47歳の方と出ておりました。

それから、3つ目が、また、民間のクリエイターをクリエイティブディレクターとして任命して、「デザイン都市神戸」を推進するというものでございます。このクリエイティブディレクターについては、今、2人いらっしゃるみたいなのですが、1人目が平成27年から、山阪さんという54歳の方。それから、2人目が、今年、平成29年から、もう一人いらっしゃるということで、こちらは若手の30代の方という形で、この2人につきましては非常勤職員ということで、要は、常勤職員ですと週5日働くという条件がかかってしまうので、その枠ではない非常勤としての任用という形になっております。

それから、その下のパラグラフのところで、民間企業への派遣ということで、今度は神戸市役所の職員を民間の企業に派遣しているということです。

こういう人材を活用しながら、その次のページに出ているところの資料としては、「デザイン都市神戸」という形で、神戸市として、いろいろな施策をする中で、デザインを重視した施策展開ということで、最初にこのクリエイティブディレクターの意見を聞きながら、いろいろとデザインというものを通して施策を組み立てている形で、このシティ・オブ・デザイン神戸2016という記事になっていますけれども、この特集記事の中に、それぞれのページの中に出てくる形でございます。

例えば、「デザイン都市神戸」、1枚めくっていただきまして、2ページ目のところだと、三宮周辺地区の活性化の中で、デザインをどういうふうに取り入れるかとか、その2ページの下のところだと、マンホールデザインコンテストをやったりですとか、そういうもの。

それから、3ページに行きますと、真ん中の段ですけれども、まちの案内サインの再整備という形が出ています。

それから、その次のページ、4ページで行きますと、4ページの一番上のところ。ホームページ

都市デザイン賞という形で、そういう形態の町並みづくりを育てるという事業も展開しているものでございます。

それから、5ページにも幾つか事例が出てございますけれども、以下、このようにいろいろな事業の中で、このデザインのもを活用している形でございます。

それで、8ページのところの上半分ですけれども、デザイン・クリエイティブセンター神戸ということで、KIITOという施設、愛称名という形で、ここでそういう拠点をつくって、人材を育てていくこともあわせてやっているものでございます。

神戸のほうは以上でございます。

それから、ちょっと飛びまして、今度は高松市の危機管理指針ということで、高松市の資料がついてございます。「高松市危機管理指針・高松市緊急事態等対処計画および危機管理センター基本構想」という資料でございます。こちらの概要に書いてあるとおり、まず、高松市は地域防災計画を自然災害関係のものとしてつくっている。それから、武力行使等に対するもので、国民保護計画をつくっているところでございます。それから、その後、近年の新型インフルエンザなど、感染症や環境汚染といった重大な被害を及ぼす事件、事故への対応ということで、緊急事態等対処計画を策定した。この3つの計画のもとに、大きな指針として、高松市危機管理指針を策定したという形でございます。体系としては、この危機管理指針のもとに地域防災計画、国民保護計画、緊急事態等対処計画が体系としてつながっている形でございます。

これの具体的な対応拠点として、平成30年度に庁舎に併設する形で、危機管理センターの開設を予定しているというところでございます。平時における危機管理体制の整備とともに、災害発生時には災害対策本部を立ち上げということで、組織の総力を挙げて迅速かつ的確な対応を実施する拠点づくりを進めている形でございます。

1枚おめくりいただくと、危機管理センターの資料がついてございます。その一番左上、最先端の技術で市民を守る危機対応の中核拠点という形でございます。1番の配置等の結果のところは、地上8階建てで、広場も使えるし、エントランスホールも使えるという形で、下の真ん中の左側の図ですけれども、市庁舎の西側に危機管理センターを置いて、それぞれエントランス、駐車場等も使えるようにしようというものでございます。

その資料右側でございますけれども、日常業務と有事に配慮した低層の施設ということで、基本的には低層施設ということで、これは5階建てのものという形になっております。その図にあるとおり、3階に災害対策本部を置いて、本庁舎との連携がとれるようになるのと、2階には上水路、下水路、上下水道の工事部門があつて、4階には消防関係等という形で、高松市は一般市でございますので、上下水道両方の業務と結び付けて、こういう危機管理センターを置いている形でございます。

1枚おめくりいただきますと、それぞれの基本的な説明とか、災害に強く、環境に配慮した形で、それぞれついております。

それから、3ページ目のところに外観のパス、それから、右側は内部の災害対策本部室、それから、下はエントランスの内観等が出てございます。

それから、その次のページの4ページ以降につきましては、各フロアの配置図という形で、それぞれ入っていると思います。

それで、この資料の後ろのほう、11ページに整備スケジュールということで、全体の建物のスケジュールが載ってございます。今、平成29年度は工事中ということで、ほぼ、大分、でき上がる形で、

平成30年度の早い時期に供用開始ということなので、多分、外観等は十分できてきている。外観、内装等も一部できてきている形ではないかという所でございます。

○中山企画部長

それでは、神戸市に戻っていただきまして、神戸市のフィルムオフィスの取組みということなのですが、資料は非常にコンパクトになってございまして、かがみにオフィスの取組みというのが書いてあります。ワンストップサービスとなっておりますが、ページが16ページぐらいまであって、その次に、1分の1ページとなっておりますフィルムオフィスとはというのが、高松市のインデックスの前のページというのがわかりやすいと思います。

神戸市フィルムオフィスの設立ということですが、2000年9月13日に開設ということで、2017年になっているところですが、下のオフィス組織のところを書いてありますとおり、神戸国際観光コンベンション協会、これは港島中町という、市役所とちょっと離れたところ。こちらに事務局を持っておりますけれども、右の神戸市経済観光局観光コンベンションとタッグを組んだプロジェクトチーム、そのほか兵庫県警なども入れてという形で、オフィスとしては、このツートップの形をとっておりますけれども、事務局はコンベンション協会になる形です。

それで、提供サービスでありますけれども、1から5に書いてありますように、撮影使用許可手続の簡便化と書いてありますけれども、ここで受けて、役所のいろいろな手続、民間へのつなぎもします。それから、ロケーションに関する各種相談、ロケハンのセッティングと書いてありますけれども、どんな場所がいいですかというふうなロケの候補地も含めて、クライアントというか、映画だったり、コマーシャルだったり、番組のディレクターなどとの調整をしていいということで、結構、場所のお薦めなんかもしているということを伺っております。

それから、宿泊施設などの紹介斡旋が4番、それから、エキストラの紹介、登録もして、ボランティア登録、オフィスサポーター登録制度という形で、たしか以前、北九州市などでは前にやっていたけれども、市民エキストラを紹介するということです。

それから、ロケーションハンティング助成制度ということで、これは額が幾らというふうに明確に書いていないので、多分、いろいろな規模に応じて応援しますというつくりになっているかと思います。その辺は現地でお聞きいただければと思いますけれども、いわゆるロケハンについて、フィルムオフィスとしてということですから、市側も協力した形で支援もしますという形でございます。最近だと、「本能寺ホテル」だとか「海賊と呼ばれた男」だとか、結構、話題の映画もこのオフィスの紹介から出てきているということで、成果もだんだん上がってきていると感じております。

簡単ではございますけれども、フィルムオフィスは以上でございます。

次に高知県の高知家プロモーションでございます。これは県のプロモーションという形で、高知県という大きな県自体を1つの家としてプロモートしていこうという取組み。県レベルでの取組みということ。

高知県の資料を1枚めくっていただくと、カラーのプロモーションの取組みという形で、平成25年度にまず家をつくったというところから始まっております。

さまざまな取組みを書いておりますけれども、1枚おめくりいただいて、4年目の展開の資料がわかりやすいと思うのです。まず、1年目には家をつくるという、そういう認識を全県に植え付けるということで、プロモーションビデオをつくったり、ウェブサイト特設をやったりして、高知県全体として家だという意識を持ちましょうというのをやっております。そういう広告をかなりどんどん打っていった

ということ。

それから、もうこの初年度から、移住の取組みについても呼びかけをしていて、ぜひ高知県に住みましょう、高知県の家族になりましょうという形で取り組んでいたということで、今年度から既に移住の成果が出てきているというものです。

それから、2年目になると、「家にあるええもん」の発表ということですがけれども、これはホームページの、もう1枚おめくりいただくと、お薦め情報とかで、食べ物であるとか、場所であるとか、イベント情報等も含めて、どういうものがありますというのを、これは全県ですから、各市のお薦め、これは店、宿泊施設、生產品、そういうものをいろいろサイトで紹介をしている。こういうものを発表していっているということでございます。この段階で、高知家というものの認知度もだんだん上がってきているということで、2年目で28%、3年目だと36%で、ウェブサイトのPVが100万ダウンロードを超えるようになってきているということでございます。

それから、広告、宣伝効果という形で、いろいろ移住者数であるとか、あるいは来客者数の集計をして、このような形で広告効果が上がってきているということで、それも右に数値化をしているところでございます。

もう1枚おめくりいただいたところから、先ほど写真もありましたけれども、これはたしか島崎和歌子さん、高知出身のタレントのキャラクターになっておりますけれども、たしか初年度は広末涼子さんだったのですが、いずれにしても、かなり有名人の方をうまくボランティア的に使っている。たしか、よさこいで踊ってもらうとか、まだ全国に広がる前のあたりからも、結構、ご本人も喜んで出てくるとか、そういう有名人もうまく使っている形で、県が各市とタッグを組み合わせながら、有名人も入れながらというプロモーションでございます。

3枚目、4枚目は、幕末維新伝と書いてありますけれども、平成29年、ちょうど明治維新150年という形で、今年度から来年度に向けて、さまざまなイベントを打っていくということです。品川区も広い意味での幕末維新伝のサミットの中の一連の中のイベントとして、龍馬つながりの自治体として絡んできている形ですがけれども、今年度はこういう特別な年だということで、力を入れてきているということでございます。

それから、最終ページになりますけれども、高知家無限大MAPというところで、全県になりますから、それぞれ県の中でどういう見どころ、売り物があるかということで、特設のホームページの中で、それぞれ何をやっているかというところのサイトをクリックすると、何があり、特別のイベントがいつからやっているということもホームページから出てくるということです。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、かなり県という形で、まず打ち出して、市町村が結構、それに乗っかっていくというのが、我々からすると非常に興味深い。大体、結構、頑張っている市があつて、それを県が応援するみたいな形で、各市が競い合うみたいな自治体が多いですけれども、高知の場合は、高知家というものを結構、各自治体も尊重して、高知市に聞いても、どちらかというところ、プロモーションの売りのところは、高知県の仕掛けに乗っかっているという感じで、詳しくは県のほうにご存じですみたいな話が出たりとか。そういう意味では、ある意味で信頼関係をつくりながら、県が市町村のいい部分を引き出すというプロモーションもあるということで、私も勉強させていただければと思っております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

具体的な事業の概要等については、それぞれ現地において質問していただきたいと思いますが、特に調査したい事がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、現地にて活発な調査、質問等をしていただきまして、実りのある行政視察として行きたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

行政視察の報告書につきましては、昨年同様視察後に開催する委員会終了後に報告会を実施して、委員各自より感想を出していきたいと考えています。よろしくをお願いいたします。

以上で、行政視察についてを終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時50分閉会